



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年3月24日火曜日 第2050号外1

◇ 目 次 ◇ 条 例

職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例..... 1

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例..... 5

愛媛県職員定数条例の一部を改正する条例..... 6

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例..... 6

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例..... 7

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例..... 7

愛媛県手数料条例等の一部を改正する条例.....19

愛媛県地域活性化・生活対策臨時基金条例.....47

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例.....48

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例.....49

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....50

愛媛県消費者行政活性化基金条例.....57

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例.....57

愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例の一部を改正する条例.....58

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例...59

愛媛県妊婦健康診査臨時特例基金条例.....59

愛媛県安心こども基金条例.....60

愛媛県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例...60

愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例.....61

愛媛県企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例.....61

愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例.....61

愛媛県県営住宅管理条例の一部を改正する条例.....62

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例.....63

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....64

愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例.....64

愛媛県美術館使用料条例の一部を改正する条例.....65

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例...65

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例.....66

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例.....66

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例.....68

条 例

○愛媛県条例第3号

職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(休 暇) 第3条 省略 2～4 省略 5 休暇は、 <u>1日又は1時間を単位として与えるものとする。ただし、特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合においては、人事委員会規則で定める単位により与えることができる。</u> (勤 務 時 間) 第11条 職員の勤務時間は、1週間について38時間45分(育児短時間勤務職員等にあつては承認を受けた育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)の内容に従い任命権者が定める時間、再任用短時間勤務職員にあつては15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては31時間までの範囲内で任命権者が定める時間。以下この項において同じ。)とする。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、1週間当	(休 暇) 第3条 省略 2～4 省略 5 休暇は、_____ 1時間を単位として与える <u>ことができる。</u> _____ _____ (勤 務 時 間) 第11条 職員の勤務時間は、1週間について40時間_____(育児短時間勤務職員等にあつては承認を受けた育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)の内容に従い任命権者が定める時間、再任用短時間勤務職員にあつては16時間から32時間まで_____の範囲内で任命権者が定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては32時間までの範囲内で任命権者が定める時間。以下この項において同じ。)とする。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、1週間当

たり38時間45分とする。

2・3 省略

4 任命権者は、職員に前項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間

_____を
当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

たり40時間_____とする。

2・3 省略

4 任命権者は、職員に前項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（同項本文の規定により短時間勤務職員以外の職員について勤務時間が割り

振られた日のその職員の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間_____を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（超過勤務手当）</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務（人事委員会規則で定める勤務を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 省略</p>	<p>（超過勤務手当）</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間_____に達するまでの間の勤務（人事委員会規則で定める勤務を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 省略</p>

（教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正）

第3条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（休暇）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 休暇は、<u>1日又は1時間を単位として与えるものとする。ただし、特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合においては、人事委員会規則で定める単位により与えることができる。</u></p> <p>（勤務時間）</p> <p>第11条 教育職員の勤務時間は、1週間について38時間45分（育児短時間勤務教育職員等にあつては承認を受けた育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）の内容に従い任命権者が定める時間、再任用短時間勤務教育職員にあつては15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定める時間、任期付短時間勤務教育職員にあつては31時間までの範囲内で任命権者が定める時間。以下この項にお</p>	<p>（休暇）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 休暇は、_____1時間を単位として与える<u>ことができる。</u></p> <p>_____</p> <p>（勤務時間）</p> <p>第11条 教育職員の勤務時間は、1週間について40時間_____（育児短時間勤務教育職員等にあつては承認を受けた育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）の内容に従い任命権者が定める時間、再任用短時間勤務教育職員にあつては16時間から32時間まで_____の範囲内で任命権者が定める時間、任期付短時間勤務教育職員にあつては32時間までの範囲内で任命権者が定める時間。以下この項にお</p>

いて同じ。)とする。ただし、特別の勤務に従事する教育職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分とする。

2 省略

3 任命権者は、教育職員に前項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間

_____を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

いて同じ。)とする。ただし、特別の勤務に従事する教育職員の勤務時間は、1週間当たり40時間とする。

2 省略

3 任命権者は、教育職員に前項の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(同項本文の規定により短時間勤務教育職員以外の教育職員について勤務時間が割り振られた日のその教育職員の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間

_____を当該勤務日に割り振ることを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(超過勤務手当)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)の振替え又は<u>4時間の勤務時間</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の割振り変更により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(知事が定める時間を除く。)に対して、超過勤務手当を支給する。</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第14条の2 第4条、第4条の3、第5条の2、第6条の2及び前条の規定は、<u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</u></p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第15条の3 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。</u></p> <p>2・3 省略</p>	<p>(超過勤務手当)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)の振替え又は半日勤務時間(常時勤務を要する職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を除く。)について勤務時間が割り振られた日のその職員の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間をいう。)の割振り変更により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(知事が定める時間を除く。)に対して、超過勤務手当を支給する。</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第14条の2 第4条、第4条の3、第5条の2、第6条の2及び前条の規定は、<u>育児休業法</u></p> <p>_____第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第15条の3 <u>育児休業法</u> _____第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p>2・3 省略</p>

(愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の振替え又は4時間の勤務時間</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: right;">の割振り変更</p> <p>により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（管理者が定める時間を除く。）に対して、時間外勤務手当を支給する。</p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第19条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第21条 第5条、第6条、第6条の2（医師に係る部分に限る。）、第6条の3、第7条の2、第9条及び第16条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p>	<p>(時間外勤務手当)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）の振替え又は半日勤務時間（常時勤務を要する職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を除く。）について勤務時間が割り振られた日のその職員の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間をいう。）の割振り変更</p> <p>により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（管理者が定める時間を除く。）に対して、時間外勤務手当を支給する。</p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第19条の3 育児休業法</p> <p>第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第21条 第5条、第6条、第6条の2（医師に係る部分に限る。）、第6条の3、第7条の2、第9条及び第16条の規定は、育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p>

(教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第6条 教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(正規の勤務時間の割振り)</p> <p>第7条 勤務時間等条例第11条第2項の規定にかかわらず、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する教育職員にあつては、その者の属する市町教育委員会とする。次項及び次条において同じ。）は、4週間を平均して1週間の勤務時間が勤務時間等条例第11条第1項に規定する勤務時間を超えない範囲内で、特定の日において7時間45分又は特定の週において同項に規定する勤務時間を超えて正規の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>2 省略</p>	<p>(正規の勤務時間の割振り)</p> <p>第7条 勤務時間等条例第11条第2項の規定にかかわらず、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する教育職員にあつては、その者の属する市町教育委員会とする。次項及び次条において同じ。）は、4週間を平均して1週間の勤務時間が勤務時間等条例第11条第1項に規定する勤務時間を超えない範囲内で、特定の日において8時間又は特定の週において同項に規定する勤務時間を超えて正規の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>2 省略</p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号。以下「職員勤務時間等条例」という。）第11条第3項ただし書又は教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号。以下「教育職員勤務時間等条例」という。）第11条第2項ただし書の規定の適用を受ける職員については、職員勤務時間等条例第11条第3項ただし書又は教育職員勤務時間等条例第11条第2項ただし書の人事委員会規則で定める期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日（職員勤務時間等条例第2条第1項又は教育職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日をいう。）とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</u>となるように勤務する形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日（職員勤務時間等条例第11条第4項又は教育職員勤務時間等条例第11条第3項に規定する勤務日をいう。）が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。</p>	<p>(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号。以下「職員勤務時間等条例」という。）第11条第3項ただし書又は教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号。以下「教育職員勤務時間等条例」という。）第11条第2項ただし書の規定の適用を受ける職員については、職員勤務時間等条例第11条第3項ただし書又は教育職員勤務時間等条例第11条第2項ただし書の人事委員会規則で定める期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日（職員勤務時間等条例第2条第1項又は教育職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日をいう。）とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が<u>20時間、24時間又は25時間</u>となるように勤務する形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日（職員勤務時間等条例第11条第4項又は教育職員勤務時間等条例第11条第3項に規定する勤務日をいう。）が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。</p>

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第8条 職員の修学部分休業に関する条例（平成17年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(修学部分休業の承認)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 修学部分休業の承認は、<u>当該職員の正規の勤務時間の2分の1</u>を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、<u>5分</u>を単位として行うものとする。</p>	<p>(修学部分休業の承認)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 修学部分休業の承認は、<u>1週間を通じて20時間</u>を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、<u>30分</u>を単位として行うものとする。</p>

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第9条 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(高齢者部分休業の承認)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 高齢者部分休業の承認は、<u>当該職員の正規の勤務時間の2分の1</u>を超えない範囲内で、<u>5分</u>を単位として行うものとする。</p>	<p>(高齢者部分休業の承認)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 高齢者部分休業の承認は、<u>1週間を通じて20時間</u>を超えない範囲内で、<u>30分</u>を単位として行うものとする。</p>

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第4号

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年愛媛県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(奉仕活動)</p> <p>第 5 条 法第26条の 5 第 1 項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。</p> <p>(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法 (平成14年法律第136号) 第13条第 1 項第 4 号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動 (当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)</p> <p>(2) 省略</p>	<p>(奉仕活動)</p> <p>第 5 条 法第26条の 5 第 1 項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。</p> <p>(1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法 (平成14年法律第136号) 第13条第 1 項第 3 号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動 (当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)</p> <p>(2) 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第 5 号

愛媛県職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県職員定数条例 (昭和30年愛媛県条例第32号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の定数)</p> <p>第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員</p> <p>ア 知事の事務部局の職員 (愛媛県立医療技術大学の職員を除く。)</p> <p style="text-align: right;">4,058人</p> <p>イ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 人事委員会の事務部局の職員</p> <p style="text-align: right;">14人</p> <p>(4) 議会の事務部局の職員</p> <p style="text-align: right;">36人</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 監査委員の事務部局の職員</p> <p style="text-align: right;">14人</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 労働委員会の事務部局の職員</p> <p style="text-align: right;">14人</p> <p style="text-align: right;">計 6,757人</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員</p> <p>ア 知事の事務部局の職員 (愛媛県立医療技術大学の職員を除く。)</p> <p style="text-align: right;">4,561人</p> <p>イ 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 人事委員会の事務部局の職員</p> <p style="text-align: right;">15人</p> <p>(4) 議会の事務部局の職員</p> <p style="text-align: right;">39人</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 監査委員の事務部局の職員</p> <p style="text-align: right;">16人</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 労働委員会の事務部局の職員</p> <p style="text-align: right;">15人</p> <p style="text-align: right;">計 7,267人</p>

附 則

この条例は、平成21年 4月 1 日から施行する。

○愛媛県条例第 6 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例 (昭和26年愛媛県条例第57号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給調整手当)</p>	<p>(初任給調整手当)</p>

第18条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第5号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で

人事委員会規則で定めるもの 月額410,900円

- (2) 大学教育職員給料表の適用を受ける職員の職のうち医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額306,900円

- (3) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前2号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額50,000円

(4) 省略

- (5) 前各号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額2,500円

2・3 省略

第18条の4 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号__に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号__に掲げる職に係るものにあつては、採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過することによりその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職又は大学教育職員給料表の適用を受ける職員の職のうち医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で、人事委員会規則で定めるもの 月額306,900円

人事委員会規則で定めるもの 月額306,900円

- (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号__に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額50,000円

(3) 省略

- (4) 前3号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額2,500円

2・3 省略

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第7号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成22年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成21年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第8号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年3月24日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(指定試験機関等への納入)

第7条 法律の規定に基づき知事が別表1の表20の項、26の項、35の項、51の項、52の項若しくは84の項、別表2の表1の項、104の2の項から104の4の項まで、104の8の項、104の10の項、106の2の項若しくは107の項、別表5の表7の項、47の項から49の項まで若しくは64の項又は別表6の表16の項若しくは32の項に掲げる事務を行わせることとした者(以下「指定試験機関等」という。)が行う当該各項に規定する試験、分析、研修、調査、情報の公表、登録又は交付(以下「試験等」という。)を受けようとする者は、当該各項に定める手数料を当該試験等を行う指定試験機関等に納入しなければならない。この場合において、第3条から前条までの規定は適用せず、手数料の納入の方法その他手数料の納入に関し必要な事項は、当該指定試験機関等の定めるところによる。

(指定試験機関等への納入)

第7条 法律の規定に基づき知事が別表1の表20の項、26の項、35の項、51の項、52の項若しくは84の項、別表2の表1の項、104の2の項から104の4の項まで、104の8の項、104の10の項、106の2の項若しくは107の項、別表5の表7の項、48の項若しくは64の項又は別表6の表16の項若しくは32の項に掲げる事務を行わせることとした者(以下「指定試験機関等」という。)が行う当該各項に規定する試験、分析、研修、調査又は情報の公表(以下「試験等」という。)を受けようとする者は、当該各項に定める手数料を当該試験等を行う指定試験機関等に納入しなければならない。この場合において、第3条から前条までの規定は適用せず、手数料の納入の方法その他手数料の納入に関し必要な事項は、当該指定試験機関等の定めるところによる。

2 前項前段の場合における別表5の表47の2の項及び47の3の項の規定の適用については、これらの規定中「建築士法第5条第2項に規定する二級建築士免許証又は木造建築士免許証」とあるのは、「建築士法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用する同法第5条第2項に規定する二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」とする。

2 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。

3 第1項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。

別表(第2条、第3条、第7条関係)

別表(第2条、第3条、第7条関係)

1 消防防災関係事務手数料

1 消防防災関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～34 省略		
35 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施	火薬類保安責任者試験手数料	17,000円
36～50 省略		
51 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	製造保安責任者試験手数料	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この項、52の項及び84の項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、 <u>9,000円</u>) (2) 丙種化学責任者免状に係る製

事 務	名 称	金 額
1～34 省略		
35 火薬類取締法第31条第3項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施	火薬類保安責任者試験手数料	12,000円
36～50 省略		
51 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施	製造保安責任者試験手数料	(1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下この項、52の項及び84の項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあつては、 <u>10,000円</u>) (2) 丙種化学責任者免状に係る製

		造保安責任者試験 <u>8,400円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>7,900円</u> ） (3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,000円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>8,500円</u> ） (4) 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,000円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>8,500円</u> ） (5) 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>8,400円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>7,900円</u> ）			造保安責任者試験 <u>9,400円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>8,900円</u> ） (3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>10,000円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>9,500円</u> ） (4) 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>10,000円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>9,500円</u> ） (5) 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 <u>9,400円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>8,900円</u> ）	
52 高压ガス保安法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	販売主任者試験手数料	(1) 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>7,600円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>7,100円</u> ） (2) 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>6,000円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>5,500円</u> ）		52 高压ガス保安法第31条第2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	販売主任者試験手数料	(1) 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>8,500円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>8,000円</u> ） (2) 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 <u>6,700円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>6,200円</u> ）
53～83 省略				53～83 省略		
84 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	液化石油ガス設備士試験手数料	<u>20,700円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>20,200円</u> ）		84 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	液化石油ガス設備士試験手数料	<u>23,000円</u> （電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>22,500円</u> ）
85～90 省略				85～90 省略		
備考 省略				備考 省略		

2 保健福祉関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～8 省略		
8の2 温泉法第11条第2項又は第3項において準用する同法第6条第1項の規定	省略	

2 保健福祉関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～8 省略		
8の2 温泉法第11条第2項 _____において準用する同法第6条第1項の規定	省略	

に基づくゆう 出路の増掘又 は動力の装置 の許可を受け た法人の合併 又は分割の承 認の申請に対 する審査			に基づくゆう 出路の増掘又 は動力の装置 の許可を受け た法人の合併 又は分割の承 認の申請に対 する審査		
8の3 温泉法 第11条第2項 又は第3項に おいて準用す る同法第7条 第1項の規定 に基づくゆう 出路の増掘又 は動力の装置 の許可を受け た者の相続の 承認の申請に 対する審査	省略		8の3 温泉法 第11条第2項 _____に おいて準用す る同法第7条 第1項の規定 に基づくゆう 出路の増掘又 は動力の装置 の許可を受け た者の相続の 承認の申請に 対する審査	省略	
8の4～75 省 略			8の4～75 省 略		
76 削除			76 薬事法第26 条第3項ただ し書の規定に 基づく医薬品 の販売又は授 与の相手方の 変更の許可の 申請に対する 審査	医薬品 の販売 先等変 更許可 申請手 数料	7,400円
77～96 省略			77～96 省略		
97 削除			97 建築物にお ける衛生的環 境の確保に関 する法律の一 部を改正する 法律（平成13 年法律第156 号）附則第3 条の規定によ りなおその効 力を有するこ ととされる同 法による改正 前の建築物に おける衛生的 環境の確保に 関する法律第 12条の2第1 項の規定に基	建築物 環境衛 生一般 管理業 者登録 手数料	45,000円

<p>1 項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）</p>			<p>1 項又は第30条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）</p>		
<p>28 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜に対する投薬</p>	<p>省略</p>		<p>28 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第30条第1項の規定に基づく家畜に対する投薬</p>	<p>省略</p>	
<p>29 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の注射又は薬浴</p>	<p>省略</p>		<p>29 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第30条第1項の規定に基づく家畜の注射又は薬浴</p>	<p>省略</p>	
<p>30 家畜伝染病予防法第8条（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（同法第4条の2第3項の規定による検査及び同法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。）、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付</p>	<p>省略</p>		<p>30 家畜伝染病予防法第8条（同法第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家畜の検査（同法第4条の2第3項の規定による検査及び同法第5条第1項の規定による監視伝染病の発生を予察するための検査を除く。）、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付</p>	<p>省略</p>	
<p>31～61 省略</p>			<p>31～61 省略</p>		
<p>備考 省略</p>			<p>備考 省略</p>		
<p>5 土木関係事務手数料</p>					
<p>5 土木関係事務手数料</p>					

事 務	名 称	金 額
1～46の4 省略		
47 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第5条第1項 _____の 規定に基づく 二級建築士又は 木造建築士の 登録	二級建築士又は木造建築士登録手数料	19,200円
47の2 建築士法第5条第2項に規定する二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付	二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付手数料	5,900円
47の3 建築士法第5条第2項に規定する二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付	二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付手数料	5,900円
48 建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	二級建築士試験又は木造建築士試験手数料	16,900円
49 建築士法第23条第1項又は第3項の規定に基づく建築士事務所の登録	建築士事務所登録手数料	(1) 一級建築士事務所の登録 17,000円 (2) 二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録 12,000円
50～101の4 省略		
101の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。) (1) 長期優良住宅建築等計画が建

事 務	名 称	金 額
1～46の4 省略		
47 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第4条第2項 又は第3項の 規定に基づく 二級建築士又は 木造建築士の 免許	二級建築士又は木造建築士免許手数料	18,000円
48 建築士法第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	二級建築士試験又は木造建築士試験手数料	15,100円
49 建築士法第23条第1項又は第3項の規定に基づく建築士事務所の登録	建築士事務所登録手数料	(1) 一級建築士事務所の登録 15,000円 (2) 二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録 10,000円
50～101の4 省略		

第 1 項から第
3 項までの規
定に基づく長
期優良住宅建
築等計画の認
定の申請に対
する審査

築基準法第 6 条第 1 項に規定す
る建築基準関係規定に適合する
かどうかの審査を申し出ない者
次に掲げる場合の区分に応
じ、それぞれ次に定める金額

ア 長期優良住宅の普及の促進
に関する法律第 6 条第 1 項各
号に掲げる基準の適合性に関
し、住宅の品質確保の促進等
に関する法律（平成11年法律
第81号）第 5 条第 1 項に規定
する登録住宅性能評価機関の
認定がある場合 次に掲げる
住宅の区分に応じ、それぞれ
次に定める金額

(ア) 1 戸建ての専用住宅（人
の居住の用以外の用途に供
する部分を有しない住宅を
いう。以下この項において
同じ。） 11,700 円

(イ) 1 戸建ての併用住宅（専
用住宅以外の住宅をいう。
以下この項において同
じ。） 11,700 円

(ウ) 共同住宅等（共同住宅、
長屋その他 1 戸建ての住宅
以外の住宅をいう。以下こ
の項において同じ。） 1
戸につき次に掲げる共同住
宅等の区分に応じ、それぞ
れ次に定める額を同時に申
請する住戸の数で除して得
た金額

a 総戸数が 2 以上 5 以下
の共同住宅等 22,900 円

b 総戸数が 6 以上 10 以下
の共同住宅等 37,700 円

c 総戸数が 11 以上 25 以下
の共同住宅等 67,200 円

d 総戸数が 26 以上 50 以下
の共同住宅等 101,900 円

e 総戸数が 51 以上 100 以下
の共同住宅等 163,300 円

f 総戸数が 101 以上 200 以
下の共同住宅等 255,600
円

g 総戸数が 201 以上の共同
住宅等 313,000 円

イ その他の場合 次に掲げる
住宅の区分に応じ、それぞれ
次に定める金額

(ア) 1 戸建ての専用住宅
51,200 円

		<p>(イ) 1戸建ての併用住宅 51,200円</p> <p>(ウ) 共同住宅等 1戸につき次に掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を同時に申請する住戸の数で除して得た金額</p> <p>a 総戸数が2以上5以下の共同住宅等 120,600円</p> <p>b 総戸数が6以上10以下の共同住宅等 192,300円</p> <p>c 総戸数が11以上25以下の共同住宅等 385,200円</p> <p>d 総戸数が26以上50以下の共同住宅等 676,600円</p> <p>e 総戸数が51以上100以下の共同住宅等 1,161,400円</p> <p>f 総戸数が101以上200以下の共同住宅等 2,125,500円</p> <p>g 総戸数が201以上の共同住宅等 3,025,100円</p> <p>(2) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者に掲げる額(ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額</p> <p>ア (1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額</p> <p>イ 8の項金額の欄に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄備考に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額</p> <p>ウ 9の項金額の欄(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額</p>			
<p>101の6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)</p> <p>(1) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定す</p>			

建築計画の変更の認定の申請（同法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合に係るものを除く。）に対する審査

る建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者
 101の5の項金額の欄(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
 (2) 長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者次に掲げる額（ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。）を合算した金額
 ア 101の5の項金額の欄(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額
 イ 8の項金額の欄に掲げる建築物の建築、移転、修繕若しくは模様替又は用途の変更に係る部分の区分に応じ、それぞれ同項同欄備考に規定するところにより算定した当該手数料の金額と同一の額
 ウ 9の項金額の欄(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額

102 省略

備考 省略

6 その他の手数料

事 務	名 称	金 額
1～7 省略		
8 教育職員免許法第5条第3項の規定に基づく特別免許状の授与	省略	
9 教育職員免許法第5条第6項の規定に基づく臨時免許状の授与	省略	
9の2 省略		
9の3 教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づく普通免許状	教育職員の普通免許状又は特別免	3,300円

102 省略

備考 省略

6 その他の手数料

事 務	名 称	金 額
1～7 省略		
8 教育職員免許法第5条第2項の規定に基づく特別免許状の授与	省略	
9 教育職員免許法第5条第5項の規定に基づく臨時免許状の授与	省略	
9の2 省略		

<p>又は特別免許 状の有効期間 の更新の申請 に対する審査</p>	<p>許状の 更新申 請手数 料</p>				
<p>9の4 教育職 員免許法第9 条の2第5項 の規定に基づ く普通免許状 又は特別免許 状の有効期間 の延長の申請 に対する審査</p>	<p>教育職 員の普 通免許 状又は 特別免 許状の 有効期 間の延 長申請 手数料</p>	<p>3,300円</p>			
<p>10～12 省略</p>			<p>10～12 省略</p>		
<p>12の2 教育職 員免許法及び 教育公務員特 例法の一部を 改正する法律 (平成19年法 律第98号。12 の3の項から 12の5の項ま でにおいて 「教員免許法 改正法」とい う。)附則第 2条第2項の 規定に基づく 更新講習修了 確認の申請に 対する審査</p>	<p>教育職 員の更 新講習 修了確 認申請 手数料</p>	<p>3,300円</p>			
<p>12の3 教員免 許法改正法附 則第2条第3 項第3号の規 定に基づく確 認の申請に対 する審査</p>	<p>教育職 員の教 員免許 法改正 法附則 第2条 第3項 第3号 の確認 申請手 数料</p>	<p>3,300円</p>			
<p>12の4 教員免 許法改正法附 則第2条第4 項の規定に基 づく修了確認 期限の延期の 申請に対する 審査</p>	<p>教育職 員の修 了確認 期限の 延期申 請手数 料</p>	<p>3,300円</p>			

<p>12の5 教員免許法改正法附則第2条第5項の規定に基づく免許状更新講習を受ける必要がない旨の認定の申請に対する審査</p>	<p>教育職員の免許状更新講習免除認定申請手数料</p>	<p>3,300円</p>			
<p>13～31 省略</p>			<p>13～31 省略</p>		
<p>32 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施</p>	<p>技能検定試験手数料</p>	<p>(1) 実技試験 16,500円を超えない範囲内において規則で定める金額 (2) 省略</p>	<p>32 職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施</p>	<p>技能検定試験手数料</p>	<p>(1) 実技試験 15,700円を超えない範囲内において規則で定める金額 (2) 省略</p>
<p>33～50 省略</p>			<p>33～50 省略</p>		
<p>51 貸金業法 _____(昭和58年法律第32号)第3条第1項の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査</p>	<p>省略</p>		<p>51 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第3条第1項の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査</p>	<p>省略</p>	
<p>52 貸金業法 ____第3条第2項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>省略</p>		<p>52 貸金業の規制等に関する法律第3条第2項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>省略</p>	
<p>53～58の6 省略</p>			<p>53～58の6 省略</p>		
<p>59 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査</p>	<p>狩猟免許申請手数料</p>	<p>(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者の狩猟免許の申請に係る審査 3,900円 (2) その他の者の狩猟免許の申請に係る審査 5,200円</p>	<p>59 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査</p>	<p>狩猟免許申請手数料</p>	<p>(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者の狩猟免許の申請に係る審査 4,000円 (2) その他の者の狩猟免許の申請に係る審査 5,300円</p>

60 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第46条第2項の規定に基づく狩猟免許の再交付	狩猟免許再交付手数料	1,000円	60 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第46条第2項の規定に基づく狩猟免許の再交付	狩猟免許再交付手数料	1,100円
61 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	狩猟免許更新申請手数料	2,800円	61 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	狩猟免許更新申請手数料	2,900円
62 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第55条第1項の規定に基づく狩猟者の登録又は同法第61条第1項の規定に基づく変更登録	狩猟者の登録又は変更登録手数料	1,800円	62 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第55条第1項の規定に基づく狩猟者の登録又は同法第61条第1項の規定に基づく変更登録	狩猟者の登録又は変更登録手数料	1,900円
63・64 省略			63・64 省略		
備考 省略			備考 省略		

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表2の表8の2の項、8の3の項及び97の項、別表4の表27の項から30の項まで並びに別表6の表51の項及び52の項の改正規定公布の日
- (2) 別表6の表59の項から62の項までの改正規定 平成21年4月16日
- (3) 別表2の表106の2の項事務の欄及び107の項事務の欄の改正規定 平成21年5月1日
- (4) 別表2の表76の項の改正規定 平成21年6月1日
- (5) 別表5の表101の4の項の次に次のように加える改正規定 平成21年6月4日

○愛媛県条例第9号

愛媛県手数料条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県手数料条例等の一部を改正する条例

(愛媛県手数料条例の一部改正)

第1条 愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第2条、第3条、第7条関係)	別表(第2条、第3条、第7条関係)
1 省略	1 省略
2 保健福祉関係事務手数料	2 保健福祉関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1 ~ 3	省略	
4	大麻取締法 (昭和23年法律第124号) 第5条第1項の規定に基づく大麻取扱者免許の申請に対する審査	大麻取扱者免許申請手数料 7,000円
5	大麻取締法 第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更	大麻取扱者登録変更手数料 3,600円
6	大麻取締法 第10条第6項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付	大麻取扱者免許証再交付手数料 3,600円
7	温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可の申請に対する審査	土地掘削許可申請手数料 121,000円
7の2 ~ 7の4	省略	
8	温泉法第11条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可の申請に対する審査	ゆう出路増掘又は動力装置の許可の申請手数料 115,000円
8の2 ~ 8の9	省略	
9	温泉法第15条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可の申請に対する審査	温泉利用許可申請手数料 36,000円
9の2 ~ 28	省略	

事 務	名 称	金 額
1 ~ 3	省略	
4	大麻取締法 (昭和23年法律第124号) 第5条第1項の規定に基づく大麻取扱者免許の申請に対する審査	大麻取扱者免許申請手数料 6,700円
5	大麻取締法 第10条第5項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更	大麻取扱者登録変更手数料 3,200円
6	大麻取締法 第10条第6項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付	大麻取扱者免許証再交付手数料 3,200円
7	温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項の規定に基づく土地の掘削の許可の申請に対する審査	土地掘削許可申請手数料 120,000円
7の2 ~ 7の4	省略	
8	温泉法第11条第1項の規定に基づくゆう出路の増掘又は動力の装置の許可の申請に対する審査	ゆう出路増掘又は動力装置の許可の申請手数料 110,000円
8の2 ~ 8の9	省略	
9	温泉法第15条第1項の規定に基づく温泉の利用の許可の申請に対する審査	温泉利用許可申請手数料 35,000円
9の2 ~ 28	省略	

29 クリーニング業法第7条第1項の規定に基づくクリーニング師試験の実施	クリーニング師試験手数料	8,000円	29 クリーニング業法第7条第1項の規定に基づくクリーニング師試験の実施	クリーニング師試験手数料	7,000円
30～34 省略			30～34 省略		
35 毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項第1号の規定に基づく毒物及び劇物取締法第4条第1項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料	28,500円	35 毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項第1号の規定に基づく毒物及び劇物取締法第4条第1項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料	27,200円
36 毒物及び劇物取締法第4条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	毒物又は劇物の販売業の登録申請手数料	15,300円	36 毒物及び劇物取締法第4条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	毒物又は劇物の販売業の登録申請手数料	14,700円
37 毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項第1号の規定に基づく毒物及び劇物取締法第4条第4項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請手数料	10,600円	37 毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項第1号の規定に基づく毒物及び劇物取締法第4条第4項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請手数料	10,200円
38 毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	毒物又は劇物の販売業の登録更新申請手数料	6,500円	38 毒物及び劇物取締法第4条第4項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	毒物又は劇物の販売業の登録更新申請手数料	6,400円

39 毒物及び劇物取締法第8条第1項第3号の規定に基づく毒物劇物取扱者試験の実施	毒物劇物取扱者試験手数料	11,200円	39 毒物及び劇物取締法第8条第1項第3号の規定に基づく毒物劇物取扱者試験の実施	毒物劇物取扱者試験手数料	10,500円
40 毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項第3号の規定に基づく毒物及び劇物取締法第9条第1項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更申請手数料	5,500円	40 毒物及び劇物取締法施行令第36条の7第1項第3号の規定に基づく毒物及び劇物取締法第9条第1項に規定する毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更申請手数料	5,200円
41 毒物及び劇物取締法施行令第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付	毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料	2,600円	41 毒物及び劇物取締法施行令第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付	毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料	2,400円
42 毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	毒物劇物販売業登録票再交付手数料	4,300円	42 毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	毒物劇物販売業登録票再交付手数料	4,000円
43・44 省略			43・44 省略		
45 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第3条第1項の規定に基づく覚せい剤施用機関の指定の申請に対する審査	覚せい剤施用機関指定申請手数料	4,100円	45 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第3条第1項の規定に基づく覚せい剤施用機関の指定の申請に対する審査	覚せい剤施用機関指定申請手数料	3,900円
46 覚せい剤取締法第3条第1項の規定に基づく覚せい	覚せい剤研究者指定申請手	4,100円	46 覚せい剤取締法第3条第1項の規定に基づく覚せい	覚せい剤研究者指定申請手	3,900円

剤研究者の指定の申請に対する審査	数料		剤研究者の指定の申請に対する審査	数料	
47 覚せい剤取締法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料取扱者の指定の申請に対する審査	覚せい剤原料取扱者指定申請手数料	12,000円	47 覚せい剤取締法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料取扱者の指定の申請に対する審査	覚せい剤原料取扱者指定申請手数料	11,500円
48 覚せい剤取締法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料研究者の指定の申請に対する審査	覚せい剤原料研究者指定申請手数料	4,100円	48 覚せい剤取締法第30条の2の規定に基づく覚せい剤原料研究者の指定の申請に対する審査	覚せい剤原料研究者指定申請手数料	3,900円
49 覚せい剤取締法第11条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付	覚せい剤施用機関等の指定証再交付手数料	2,800円	49 覚せい剤取締法第11条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の再交付	覚せい剤施用機関等の指定証再交付手数料	2,700円
50・51 省略			50・51 省略		
52 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第3条第1項の規定に基づく麻薬卸売業者の免許の申請に対する審査	麻薬卸売業者免許申請手数料	14,900円	52 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第3条第1項の規定に基づく麻薬卸売業者の免許の申請に対する審査	麻薬卸売業者免許申請手数料	14,600円
53 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬小売業者の免許の申請に対する審査	麻薬小売業者免許申請手数料	4,100円	53 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬小売業者の免許の申請に対する審査	麻薬小売業者免許申請手数料	3,900円

54 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬施用者の免許の申請に対する審査	麻薬施用者免許申請手数料	4,100円	54 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬施用者の免許の申請に対する審査	麻薬施用者免許申請手数料	3,900円
55 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬管理者の免許の申請に対する審査	麻薬管理者免許申請手数料	4,100円	55 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬管理者の免許の申請に対する審査	麻薬管理者免許申請手数料	3,900円
56 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬研究者の免許の申請に対する審査	麻薬研究者免許申請手数料	4,100円	56 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬研究者の免許の申請に対する審査	麻薬研究者免許申請手数料	3,900円
57 麻薬及び向精神薬取締法第50条第1項の規定に基づく向精神薬卸売業者の免許の申請に対する審査	向精神薬卸売業者免許申請手数料	14,900円	57 麻薬及び向精神薬取締法第50条第1項の規定に基づく向精神薬卸売業者の免許の申請に対する審査	向精神薬卸売業者免許申請手数料	14,600円
58 麻薬及び向精神薬取締法第50条第1項の規定に基づく向精神薬小売業者の免許の申請に対する審査	向精神薬小売業者免許申請手数料	4,100円	58 麻薬及び向精神薬取締法第50条第1項の規定に基づく向精神薬小売業者の免許の申請に対する審査	向精神薬小売業者免許申請手数料	3,900円
59 麻薬及び向精神薬取締法第50条の5第1項の規定に基づく向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請に対する審査(都道府県知事の登録に係るものに限る。)	向精神薬試験研究施設設置者登録申請手数料	4,100円	59 麻薬及び向精神薬取締法第50条の5第1項の規定に基づく向精神薬試験研究施設設置者の登録の申請に対する審査(都道府県知事の登録に係るものに限る。)	向精神薬試験研究施設設置者登録申請手数料	3,900円
60 麻薬及び向精神薬取締法	麻薬卸売業者	2,800円	60 麻薬及び向精神薬取締法	麻薬卸売業者	2,700円

<p>第10条第1項 (同法第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。)の規定に基づく免許証又は登録証の再交付</p>	<p>等の免許証又は向精神薬試験研究施設設置者登録証の再交付手数料</p>		<p>第10条第1項 (同法第50条の4及び第50条の7において準用する場合を含む。)の規定に基づく免許証又は登録証の再交付</p>	<p>等の免許証又は向精神薬試験研究施設設置者登録証の再交付手数料</p>	
<p>61～71 省略</p>			<p>61～71 省略</p>		
<p>72 薬事法(昭和35年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査</p>	<p>薬局開設許可申請手数料</p>	<p><u>30,100円</u></p>	<p>72 薬事法(昭和35年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査</p>	<p>薬局開設許可申請手数料</p>	<p><u>29,000円</u></p>
<p>73 薬事法第4条第2項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>薬局開設許可更新申請手数料</p>	<p><u>11,700円</u></p>	<p>73 薬事法第4条第2項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>薬局開設許可更新申請手数料</p>	<p><u>11,000円</u></p>
<p>73の2 薬事法第12条第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器(以下この項から73の6の項までにおいて「医薬品等」という。)の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造販売業許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医薬品製造販売業許可 <u>150,900円</u> (2) 第二種医薬品製造販売業許可 (3)に掲げるものを除く。73の3の項において同じ。) <u>133,400円</u> (3) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可 <u>7,400円</u> (4) 医薬部外品製造販売業許可 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合 <u>133,400円</u> イ ア以外の場合 <u>60,200円</u> (5) 化粧品製造販売業許可 <u>60,200円</u> (6) 第一種医療機器製造販売業許可 <u>150,900円</u> (7) 第二種医療機器製造販売業許可 <u>133,400円</u></p>	<p>73の2 薬事法第12条第1項の規定に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器(以下この項から73の6の項までにおいて「医薬品等」という。)の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造販売業許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 第一種医薬品製造販売業許可 <u>145,000円</u> (2) 第二種医薬品製造販売業許可 (3)に掲げるものを除く。73の3の項において同じ。) <u>128,200円</u> (3) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可 <u>6,800円</u> (4) 医薬部外品製造販売業許可 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合 <u>128,200円</u> イ ア以外の場合 <u>58,200円</u> (5) 化粧品製造販売業許可 <u>58,200円</u> (6) 第一種医療機器製造販売業許可 <u>145,000円</u> (7) 第二種医療機器製造販売業許可 <u>128,200円</u></p>

		<p>(8) 第三種医療機器製造販売業許可 <u>96,800円</u></p>			<p>(8) 第三種医療機器製造販売業許可 <u>92,500円</u></p>
<p>73の3 薬事法第12条第2項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 第一種医薬品製造販売業許可の更新 <u>137,800円</u></p> <p>(2) 第二種医薬品製造販売業許可の更新 <u>120,200円</u></p> <p>(3) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可の更新 <u>4,000円</u></p> <p>(4) 医薬部外品製造販売業許可の更新 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 薬事法施行令第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合 <u>120,200円</u></p> <p>イ ア以外の場合 <u>48,500円</u></p> <p>(5) 化粧品製造販売業許可の更新 <u>48,500円</u></p> <p>(6) 第一種医療機器製造販売業許可の更新 <u>137,800円</u></p> <p>(7) 第二種医療機器製造販売業許可の更新 <u>120,200円</u></p> <p>(8) 第三種医療機器製造販売業許可の更新 <u>71,900円</u></p>	<p>73の3 薬事法第12条第2項の規定に基づく医薬品等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 第一種医薬品製造販売業許可の更新 <u>132,400円</u></p> <p>(2) 第二種医薬品製造販売業許可の更新 <u>115,600円</u></p> <p>(3) 薬局製造販売医薬品製造販売業許可の更新 <u>3,800円</u></p> <p>(4) 医薬部外品製造販売業許可の更新 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 薬事法施行令第20条第2項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する医薬部外品を含む場合 <u>115,600円</u></p> <p>イ ア以外の場合 <u>47,000円</u></p> <p>(5) 化粧品製造販売業許可の更新 <u>47,000円</u></p> <p>(6) 第一種医療機器製造販売業許可の更新 <u>132,400円</u></p> <p>(7) 第二種医療機器製造販売業許可の更新 <u>115,600円</u></p> <p>(8) 第三種医療機器製造販売業許可の更新 <u>69,400円</u></p>
<p>73の4 薬事法第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品及び医療機器に係るものを除く。73の5の項から73の7の項まで及び73の9の項の審査において同じ。）</p>	<p>医薬品等製造業許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品（無菌）（薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第26条第1項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） <u>91,700円</u></p> <p>(2) 医薬品（一般）（薬事法施行規則第26条第1項第4号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。）（(6)に掲げるものを除く。） <u>85,800円</u></p> <p>(3) 医薬品（包装等）（薬事法施行規則第26条第1項第5号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） <u>47,700円</u></p> <p>(4) 体外診断用医薬品（一般）（薬事法施行規則第26条第2項第2号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） <u>85,800円</u></p> <p>(5) 体外診断用医薬品（包装等）</p>	<p>73の4 薬事法第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の申請に対する審査（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品及び医療機器に係るものを除く。73の5の項から73の7の項まで及び73の9の項の審査において同じ。）</p>	<p>医薬品等製造業許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品（無菌）（薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第26条第1項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） <u>88,300円</u></p> <p>(2) 医薬品（一般）（薬事法施行規則第26条第1項第4号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。）（(6)に掲げるものを除く。） <u>82,700円</u></p> <p>(3) 医薬品（包装等）（薬事法施行規則第26条第1項第5号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） <u>46,300円</u></p> <p>(4) 体外診断用医薬品（一般）（薬事法施行規則第26条第2項第2号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。） <u>82,700円</u></p> <p>(5) 体外診断用医薬品（包装等）</p>

	<p>(薬事法施行規則第26条第2項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>47,700円</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 医薬部外品(無菌)(薬事法施行規則第26条第3項第1号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>85,800円</u></p> <p>(8) 医薬部外品(一般)(薬事法施行規則第26条第3項第2号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>40,400円</u></p> <p>(9) 医薬部外品(包装等)(薬事法施行規則第26条第3項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>33,800円</u></p> <p>(10) 化粧品(一般)(薬事法施行規則第26条第4項第1号の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。) <u>40,400円</u></p> <p>(11) 化粧品(包装等)(薬事法施行規則第26条第4項第2号の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。) <u>33,800円</u></p> <p>(12) 医療機器(滅菌)(薬事法施行規則第26条第5項第2号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>91,700円</u></p> <p>(13) 医療機器(一般)(薬事法施行規則第26条第5項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>85,800円</u></p> <p>(14) 医療機器(包装等)(薬事法施行規則第26条第5項第4号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>47,700円</u></p>		<p>(薬事法施行規則第26条第2項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>46,300円</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 医薬部外品(無菌)(薬事法施行規則第26条第3項第1号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>82,700円</u></p> <p>(8) 医薬部外品(一般)(薬事法施行規則第26条第3項第2号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>39,300円</u></p> <p>(9) 医薬部外品(包装等)(薬事法施行規則第26条第3項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>33,000円</u></p> <p>(10) 化粧品(一般)(薬事法施行規則第26条第4項第1号の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。) <u>39,300円</u></p> <p>(11) 化粧品(包装等)(薬事法施行規則第26条第4項第2号の区分をいう。73の5の項及び73の6の項において同じ。) <u>33,000円</u></p> <p>(12) 医療機器(滅菌)(薬事法施行規則第26条第5項第2号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>88,300円</u></p> <p>(13) 医療機器(一般)(薬事法施行規則第26条第5項第3号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>82,700円</u></p> <p>(14) 医療機器(包装等)(薬事法施行規則第26条第5項第4号の区分をいう。73の5の項から83の項までにおいて同じ。) <u>46,300円</u></p>	
<p>73の5 薬事法第13条第3項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬</p>	<p>医薬品等製造業許可更新申請手数料</p> <p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品(無菌) <u>52,900円</u></p> <p>(2) 医薬品(一般)(⁽⁶⁾に掲げるものを除く。) <u>49,900円</u></p> <p>(3) 医薬品(包装等) <u>24,300円</u></p> <p>(4) 体外診断用医薬品(一般)</p>	<p>73の5 薬事法第13条第3項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬</p>	<p>医薬品等製造業許可更新申請手数料</p> <p>次に掲げる許可の更新の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品(無菌) <u>51,200円</u></p> <p>(2) 医薬品(一般)(⁽⁶⁾に掲げるものを除く。) <u>48,400円</u></p> <p>(3) 医薬品(包装等) <u>23,900円</u></p> <p>(4) 体外診断用医薬品(一般)</p>	

<p>品等の製造業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>49,900円</p> <p>(5) 体外診断用医薬品(包装等) 24,300円</p> <p>(6) 薬局製造販売医薬品 5,800円</p> <p>(7) 医薬部外品(無菌) 49,900円</p> <p>(8) 医薬部外品(一般) 25,800円</p> <p>(9) 医薬部外品(包装等) 24,300円</p> <p>(10) 化粧品(一般) 25,800円</p> <p>(11) 化粧品(包装等) 24,300円</p> <p>(12) 医療機器(滅菌) 52,900円</p> <p>(13) 医療機器(一般) 49,900円</p> <p>(14) 医療機器(包装等) 24,300円</p>	<p>品等の製造業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>48,400円</p> <p>(5) 体外診断用医薬品(包装等) 23,900円</p> <p>(6) 薬局製造販売医薬品 5,600円</p> <p>(7) 医薬部外品(無菌) 48,400円</p> <p>(8) 医薬部外品(一般) 25,300円</p> <p>(9) 医薬部外品(包装等) 23,900円</p> <p>(10) 化粧品(一般) 25,300円</p> <p>(11) 化粧品(包装等) 23,900円</p> <p>(12) 医療機器(滅菌) 51,200円</p> <p>(13) 医療機器(一般) 48,400円</p> <p>(14) 医療機器(包装等) 23,900円</p>
<p>73の6 薬事法第13条第6項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造業の許可区分の変更又は追加の許可申請手数料</p> <p>次に掲げる許可の区分の変更又は追加に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品(無菌) 83,600円</p> <p>(2) 医薬品(一般) 78,500円</p> <p>(3) 医薬品(包装等) 41,100円</p> <p>(4) 体外診断用医薬品(一般) 78,500円</p> <p>(5) 体外診断用医薬品(包装等) 41,100円</p> <p>(6) 医薬部外品(無菌) 83,600円</p> <p>(7) 医薬部外品(一般) 36,000円</p> <p>(8) 医薬部外品(包装等) 31,600円</p> <p>(9) 化粧品(一般) 36,000円</p> <p>(10) 化粧品(包装等) 31,600円</p> <p>(11) 医療機器(滅菌) 83,600円</p> <p>(12) 医療機器(一般) 78,500円</p> <p>(13) 医療機器(包装等) 41,100円</p>	<p>73の6 薬事法第13条第6項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品等製造業の許可区分の変更又は追加の許可申請手数料</p> <p>次に掲げる許可の区分の変更又は追加に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医薬品(無菌) 80,600円</p> <p>(2) 医薬品(一般) 75,700円</p> <p>(3) 医薬品(包装等) 40,000円</p> <p>(4) 体外診断用医薬品(一般) 75,700円</p> <p>(5) 体外診断用医薬品(包装等) 40,000円</p> <p>(6) 医薬部外品(無菌) 80,600円</p> <p>(7) 医薬部外品(一般) 35,100円</p> <p>(8) 医薬部外品(包装等) 30,900円</p> <p>(9) 化粧品(一般) 35,100円</p> <p>(10) 化粧品(包装等) 30,900円</p> <p>(11) 医療機器(滅菌) 80,600円</p> <p>(12) 医療機器(一般) 75,700円</p> <p>(13) 医療機器(包装等) 40,000円</p>
<p>73の7 薬事法第14条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売承認申請に対する審査</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造販売承認申請手数料</p> <p>次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医療用医薬品(2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき218,300円</p> <p>(2) 日本薬局方に収められている医薬品(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき53,600円</p> <p>(3) 薬局製造販売医薬品 1品目につき100円</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる医薬品以外の医薬品 1品目につき89,500円</p>	<p>73の7 薬事法第14条第1項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造販売承認申請に対する審査</p>	<p>医薬品又は医薬部外品の製造販売承認申請手数料</p> <p>次に掲げる承認の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医療用医薬品(2)及び(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき209,700円</p> <p>(2) 日本薬局方に収められている医薬品(3)に掲げるものを除く。) 1品目につき51,900円</p> <p>(3) 薬局製造販売医薬品 1品目につき90円</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる医薬品以外の医薬品 1品目につき86,200円</p>

<p>73の8 薬事法 第14条第6項 (同条第9項 において準用 する場合を含 む。)の規定 に基づく医薬 品、医薬部外 品又は医療機 器の製造管理 又は品質管理 の方法の基準 への適合性調 査の申請に対 する審査</p>	<p>医薬品、 医薬部 外品又 は医療 機器の 製造管 理及び 品質管 理の基 準適合 性調査 申請手 数料</p> <p>(5) 医薬部外品 1品目につき <u>53,600円</u></p> <p>次に掲げる調査の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 製造販売の承認又は一部変更 承認を受けようとするときに受 ける調査(2)に掲げる調査を除 く。) 次に掲げる区分に応 じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品(無菌) <u>49,900円</u> イ 医薬品(一般) <u>29,400円</u> ウ 医薬品(包装等) <u>14,800</u> <u>円</u></p> <p>エ 体外診断用医薬品(一般) <u>29,400円</u></p> <p>オ 体外診断用医薬品(包装 等) <u>14,800円</u></p> <p>カ 医薬部外品(無菌) <u>49,9</u> <u>00円</u></p> <p>キ 医薬部外品(一般) <u>29,4</u> <u>00円</u></p> <p>ク 医薬部外品(包装等) <u>14,800円</u></p> <p>ケ 医療機器(滅菌) <u>49,900</u> <u>円</u></p> <p>コ 医療機器(一般) <u>29,400</u> <u>円</u></p> <p>サ 医療機器(包装等) <u>14,8</u> <u>00円</u></p> <p>(2) 医薬品、医薬部外品若しくは 医療機器の試験検査又は医療機 器の設計及び開発を製造所以外 の施設において行った場合(他 に委託して行った場合を含 む。)における製造販売の承認 又は一部変更承認を受けよう とするときに受ける調査 <u>14,800</u> <u>円</u></p> <p>(3) 薬事法施行令第21条で定める 期間を経過することに受ける調 査(4)に掲げる調査を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品(無菌) <u>107,800</u> <u>円</u>に1品目につき<u>2,200円</u>を 加算した額</p> <p>イ 医薬品(一般) <u>75,600円</u> に1品目につき<u>1,100円</u>を加 算した額</p> <p>ウ 医薬品(包装等) <u>39,700</u> <u>円</u>に1品目につき<u>600円</u>を加 算した額</p>	<p>73の8 薬事法 第14条第6項 (同条第9項 において準用 する場合を含 む。)の規定 に基づく医薬 品、医薬部外 品又は医療機 器の製造管理 又は品質管理 の方法の基準 への適合性調 査の申請に対 する審査</p>	<p>医薬品、 医薬部 外品又 は医療 機器の 製造管 理及び 品質管 理の基 準適合 性調査 申請手 数料</p> <p>(5) 医薬部外品 1品目につき <u>51,900円</u></p> <p>次に掲げる調査の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 製造販売の承認又は一部変更 承認を受けようとするときに受 ける調査(2)に掲げる調査を除 く。) 次に掲げる区分に応 じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品(無菌) <u>48,400円</u> イ 医薬品(一般) <u>28,800円</u> ウ 医薬品(包装等) <u>14,500</u> <u>円</u></p> <p>エ 体外診断用医薬品(一般) <u>28,800円</u></p> <p>オ 体外診断用医薬品(包装 等) <u>14,500円</u></p> <p>カ 医薬部外品(無菌) <u>48,4</u> <u>00円</u></p> <p>キ 医薬部外品(一般) <u>28,8</u> <u>00円</u></p> <p>ク 医薬部外品(包装等) <u>14,500円</u></p> <p>ケ 医療機器(滅菌) <u>48,400</u> <u>円</u></p> <p>コ 医療機器(一般) <u>28,800</u> <u>円</u></p> <p>サ 医療機器(包装等) <u>14,5</u> <u>00円</u></p> <p>(2) 医薬品、医薬部外品若しくは 医療機器の試験検査又は医療機 器の設計及び開発を製造所以外 の施設において行った場合(他 に委託して行った場合を含 む。)における製造販売の承認 又は一部変更承認を受けよう とするときに受ける調査 <u>14,500</u> <u>円</u></p> <p>(3) 薬事法施行令第21条で定める 期間を経過することに受ける調 査(4)に掲げる調査を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品(無菌) <u>104,000</u> <u>円</u>に1品目につき<u>2,100円</u>を 加算した額</p> <p>イ 医薬品(一般) <u>73,200円</u> に1品目につき<u>1,000円</u>を加 算した額</p> <p>ウ 医薬品(包装等) <u>38,600</u> <u>円</u>に1品目につき<u>500円</u>を加 算した額</p>
--	--	--	--

		<p>エ 体外診断用医薬品（一般） 75,600円に1品目につき 1,100円を加算した額</p> <p>オ 体外診断用医薬品（包装 等） 39,700円に1品目につ き600円を加算した額</p> <p>カ 医薬部外品（無菌） 10 7,800円に1品目につき2,200 円を加算した額</p> <p>キ 医薬部外品（一般） 75,6 00円に1品目につき1,100円 を加算した額</p> <p>ク 医薬部外品（包装等） 39,700円に1品目につき600 円を加算した額</p> <p>ケ 医療機器（滅菌） 107,8 00円に1品目につき2,200円 を加算した額</p> <p>コ 医療機器（一般） 75,600 円に1品目につき1,100円を 加算した額</p> <p>サ 医療機器（包装等） 39,7 00円に1品目につき600円を 加算した額</p> <p>(4) 医薬品、医薬部外品若しくは 医療機器の試験検査又は医療機 器の設計及び開発を製造所以外 の施設において行った場合（他 に委託して行った場合を含む。）における薬事法施行令第 21条で定める期間を経過するこ とに受ける調査 39,200円に1 品目につき600円を加算した額</p>			<p>エ 体外診断用医薬品（一般） 73,200円に1品目につき 1,000円を加算した額</p> <p>オ 体外診断用医薬品（包装 等） 38,600円に1品目につ き500円を加算した額</p> <p>カ 医薬部外品（無菌） 10 4,000円に1品目につき2,100 円を加算した額</p> <p>キ 医薬部外品（一般） 73,2 00円に1品目につき1,000円 を加算した額</p> <p>ク 医薬部外品（包装等） 38,600円に1品目につき500 円を加算した額</p> <p>ケ 医療機器（滅菌） 104,0 00円に1品目につき2,100円 を加算した額</p> <p>コ 医療機器（一般） 73,200 円に1品目につき1,000円を 加算した額</p> <p>サ 医療機器（包装等） 38,6 00円に1品目につき500円を 加算した額</p> <p>(4) 医薬品、医薬部外品若しくは 医療機器の試験検査又は医療機 器の設計及び開発を製造所以外 の施設において行った場合（他 に委託して行った場合を含む。）における薬事法施行令第 21条で定める期間を経過するこ とに受ける調査 38,600円に1 品目につき500円を加算した額</p>
<p>73の9 薬事法 第14条第9項 の規定に基づ く医薬品又は 医薬部外品の 製造販売の承 認事項の一部 変更の承認の 申請に対する 審査</p>	<p>医薬品 又は医 薬部外 品の製 造販売 承認事 項一部 変更承 認申請 手数料</p>	<p>次に掲げる承認の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医療用医薬品（(2)及び(3)に掲 げるものを除く。） 1品目に つき107,100円</p> <p>(2) 日本薬局方に収められている 医薬品（(3)に掲げるものを除 く。） 1品目につき29,400円</p> <p>(3) 薬局製造販売医薬品 1品目 につき100円</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる医薬品 以外の医薬品 1品目につき 36,000円</p> <p>(5) 医薬部外品 1品目につき 27,200円</p>	<p>73の9 薬事法 第14条第9項 の規定に基づ く医薬品又は 医薬部外品の 製造販売の承 認事項の一部 変更の承認の 申請に対する 審査</p>	<p>医薬品 又は医 薬部外 品の製 造販売 承認事 項一部 変更承 認申請 手数料</p>	<p>次に掲げる承認の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 医療用医薬品（(2)及び(3)に掲 げるものを除く。） 1品目に つき103,300円</p> <p>(2) 日本薬局方に収められている 医薬品（(3)に掲げるものを除 く。） 1品目につき28,800円</p> <p>(3) 薬局製造販売医薬品 1品目 につき90円</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる医薬品 以外の医薬品 1品目につき 35,100円</p> <p>(5) 医薬部外品 1品目につき 26,700円</p>
<p>74 薬事法第24 条第1項の規 定に基づく医 薬品の販売業</p>	<p>医薬品 販売業 許可申 請手数</p>	<p>30,100円</p>	<p>74 薬事法第24 条第1項の規 定に基づく医 薬品の販売業</p>	<p>医薬品 販売業 許可申 請手数</p>	<p>29,000円</p>

の許可の申請 に対する審査	料		の許可の申請 に対する審査	料	
75 薬事法第24 条第2項の規 定に基づく医 薬品の販売業 の許可の更新 の申請に対す る審査	医薬品 販売業 許可更 新申請 手数料	11,700円	75 薬事法第24 条第2項の規 定に基づく医 薬品の販売業 の許可の更新 の申請に対す る審査	医薬品 販売業 許可更 新申請 手数料	11,000円
76 薬事法第26 条第3項ただ し書の規定に 基づく医薬品 の販売又は授 与の相手方の 変更の許可の 申請に対する 審査	医薬品 の販売 先等変 更許可 申請手 数料	7,400円	76 薬事法第26 条第3項ただ し書の規定に 基づく医薬品 の販売又は授 与の相手方の 変更の許可の 申請に対する 審査	医薬品 の販売 先等変 更許可 申請手 数料	7,100円
77 薬事法第33 条第1項の規 定に基づく医 薬品の配置販 売業者又はそ の配置員に対 する配置販売 従事者の身分 証明書の交付	配置販 売従事 者身分 証明書 交付手 数料	7,400円	77 薬事法第33 条第1項の規 定に基づく医 薬品の配置販 売業者又はそ の配置員に対 する配置販売 従事者の身分 証明書の交付	配置販 売従事 者身分 証明書 交付手 数料	7,100円
78 薬事法第33 条第1項の規 定に基づく医 薬品の配置販 売業者又はそ の配置員に対 する配置販売 従事者の身分 証明書の書換 え交付	配置販 売従事 者身分 証明書 書換え 交付手 数料	2,100円	78 薬事法第33 条第1項の規 定に基づく医 薬品の配置販 売業者又はそ の配置員に対 する配置販売 従事者の身分 証明書の書換 え交付	配置販 売従事 者身分 証明書 書換え 交付手 数料	2,000円
79 薬事法第33 条第1項の規 定に基づく医 薬品の配置販 売業者又はそ の配置員に対 する配置販売 従事者の身分 証明書の再交 付	配置販 売従事 者身分 証明書 再交付 手数料	3,000円	79 薬事法第33 条第1項の規 定に基づく医 薬品の配置販 売業者又はそ の配置員に対 する配置販売 従事者の身分 証明書の再交 付	配置販 売従事 者身分 証明書 再交付 手数料	2,900円
79の2・79の3 省略			79の2・79の3 省略		
79の4 薬事法 第39条第1項	高度管 理医療	30,100円	79の4 薬事法 第39条第1項	高度管 理医療	29,000円

の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の申請に対する審査	機器等の販売業又は賃貸業の許可申請手数料		の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の申請に対する審査	機器等の販売業又は賃貸業の許可申請手数料	
79の5 薬事法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可更新申請手数料	11,700円	79の5 薬事法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可更新申請手数料	11,000円
80 薬事法第40条の2第1項の規定に基づく医療機器の修理業の許可の申請に対する審査	医療機器修理業許可申請手数料	74,100円	80 薬事法第40条の2第1項の規定に基づく医療機器の修理業の許可の申請に対する審査	医療機器修理業許可申請手数料	71,500円
81 薬事法第40条の2第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査	医療機器修理業許可更新申請手数料	49,900円	81 薬事法第40条の2第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査	医療機器修理業許可更新申請手数料	48,400円
82 薬事法第40条の2第5項の規定に基づく医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	医療機器修理業の修理区分の変更又は追加の許可申請手数料	18,400円	82 薬事法第40条の2第5項の規定に基づく医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	医療機器修理業の修理区分の変更又は追加の許可申請手数料	18,000円
83 薬事法第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理又は品質管理	輸出用医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理及び	次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 製造をしようとするときに受ける調査(2)に掲げる調査を除く。)次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 医薬品(無菌) 49,900円 イ 医薬品(一般) 29,400円	83 薬事法第80条第1項の規定に基づく輸出用の医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理又は品質管理	輸出用医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理及び	次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 製造をしようとするときに受ける調査(2)に掲げる調査を除く。)次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 医薬品(無菌) 48,400円 イ 医薬品(一般) 28,800円

<p>の方法の基準 への適合性調 査の申請に対 する審査</p>	<p>品質管 理の基 準適合 性調査 申請手 数料</p>	<p>ウ 医薬品（包装等） <u>14,800</u> 円 エ 体外診断用医薬品（一 般） <u>29,400</u>円 オ 体外診断用医薬品（包装 等） <u>14,800</u>円 カ 医薬部外品（無菌） <u>49,9</u> <u>00</u>円 キ 医薬部外品（一般） <u>29,4</u> <u>00</u>円 ク 医薬部外品（包装等） <u>14,800</u>円 ケ 医療機器（滅菌） <u>49,900</u> 円 コ 医療機器（一般） <u>29,400</u> 円 サ 医療機器（包装等） <u>14,8</u> <u>00</u>円 (2) 医薬品、医薬部外品若しくは 医療機器の試験検査又は医療機 器の設計及び開発を製造所以外 の施設において行った場合（他 に委託して行った場合を含 む。）における製造をしようと するときに受ける調査 <u>14,800</u> 円 (3) 薬事法施行令第71条で定める 期間を経過するごとに受ける調 査（(4)に掲げる調査を除く。） 次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 ア 医薬品（無菌） <u>107,800</u> 円に1品目につき<u>2,200</u>円を 加算した額 イ 医薬品（一般） <u>75,600</u>円 に1品目につき<u>1,100</u>円を加 算した額 ウ 医薬品（包装等） <u>39,700</u> 円に1品目につき<u>600</u>円を加 算した額 エ 体外診断用医薬品（一 般） <u>75,600</u>円に1品目につ き<u>1,100</u>円を加算した額 オ 体外診断用医薬品（包装 等） <u>39,700</u>円に1品目につ き<u>600</u>円を加算した額 カ 医薬部外品（無菌） <u>10</u> <u>7,800</u>円に1品目につき<u>2,200</u> 円を加算した額 キ 医薬部外品（一般） <u>75,6</u> <u>00</u>円に1品目につき<u>1,100</u>円 を加算した額 ク 医薬部外品（包装等）</p>	<p>の方法の基準 への適合性調 査の申請に対 する審査</p>	<p>品質管 理の基 準適合 性調査 申請手 数料</p>	<p>ウ 医薬品（包装等） <u>14,500</u> 円 エ 体外診断用医薬品（一 般） <u>28,800</u>円 オ 体外診断用医薬品（包装 等） <u>14,500</u>円 カ 医薬部外品（無菌） <u>48,4</u> <u>00</u>円 キ 医薬部外品（一般） <u>28,8</u> <u>00</u>円 ク 医薬部外品（包装等） <u>14,500</u>円 ケ 医療機器（滅菌） <u>48,400</u> 円 コ 医療機器（一般） <u>28,800</u> 円 サ 医療機器（包装等） <u>14,5</u> <u>00</u>円 (2) 医薬品、医薬部外品若しくは 医療機器の試験検査又は医療機 器の設計及び開発を製造所以外 の施設において行った場合（他 に委託して行った場合を含 む。）における製造をしようと するときに受ける調査 <u>14,500</u> 円 (3) 薬事法施行令第71条で定める 期間を経過するごとに受ける調 査（(4)に掲げる調査を除く。） 次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 ア 医薬品（無菌） <u>104,000</u> 円に1品目につき<u>2,100</u>円を 加算した額 イ 医薬品（一般） <u>73,200</u>円 に1品目につき<u>1,000</u>円を加 算した額 ウ 医薬品（包装等） <u>38,600</u> 円に1品目につき<u>500</u>円を加 算した額 エ 体外診断用医薬品（一 般） <u>73,200</u>円に1品目につ き<u>1,000</u>円を加算した額 オ 体外診断用医薬品（包装 等） <u>38,600</u>円に1品目につ き<u>500</u>円を加算した額 カ 医薬部外品（無菌） <u>10</u> <u>4,000</u>円に1品目につき<u>2,100</u> 円を加算した額 キ 医薬部外品（一般） <u>73,2</u> <u>00</u>円に1品目につき<u>1,000</u>円 を加算した額 ク 医薬部外品（包装等）</p>
--	---	--	--	---	--

		<p>39,700円に1品目につき600円を加算した額</p> <p>ケ 医療機器(滅菌) 107,800円に1品目につき2,200円を加算した額</p> <p>コ 医療機器(一般) 75,600円に1品目につき1,100円を加算した額</p> <p>サ 医療機器(包装等) 39,700円に1品目につき600円を加算した額</p> <p>(4) 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)における薬事法施行令第71条で定める期間を経過することを受ける調査 39,200円に1品目につき600円を加算した額</p>			<p>38,600円に1品目につき500円を加算した額</p> <p>ケ 医療機器(滅菌) 104,000円に1品目につき2,100円を加算した額</p> <p>コ 医療機器(一般) 73,200円に1品目につき1,000円を加算した額</p> <p>サ 医療機器(包装等) 38,600円に1品目につき500円を加算した額</p> <p>(4) 医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行った場合(他に委託して行った場合を含む。)における薬事法施行令第71条で定める期間を経過することを受ける調査 38,600円に1品目につき500円を加算した額</p>
84 薬事法施行令第5条第1項又は第12条第1項(同令第55条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付	医薬品等の製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付手数料	2,100円	84 薬事法施行令第5条第1項又は第12条第1項(同令第55条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付	医薬品等の製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の書換え交付手数料	2,000円
85 薬事法施行令第6条第1項又は第13条第1項(同令第55条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付	医薬品等の製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付手数料	3,000円	85 薬事法施行令第6条第1項又は第13条第1項(同令第55条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品等の製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付	医薬品等の製造販売業若しくは製造業又は医療機器の修理業の許可証の再交付手数料	2,900円
86 薬事法施行令第45条第1	薬局開設許可	2,100円	86 薬事法施行令第45条第1	薬局開設許可	2,000円

<p>項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書換え交付</p>	<p>証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料</p>		<p>項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書換え交付</p>	<p>証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料</p>	
<p>87 薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付</p>	<p>薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料</p>	<p>3,000円</p>	<p>87 薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付</p>	<p>薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料</p>	<p>2,900円</p>
<p>87の2・87の3 省略</p>			<p>87の2・87の3 省略</p>		
<p>88 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第3条の規定に基づく製菓衛生師免許</p>	<p>製菓衛生師免許手数料</p>	<p>5,900円</p>	<p>88 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第3条の規定に基づく製菓衛生師免許</p>	<p>製菓衛生師免許手数料</p>	<p>5,600円</p>

89 製菓衛生師法第4条第1項の規定に基づく製菓衛生師試験の実施	製菓衛生師試験手数料	9,800円
90 製菓衛生師法施行令(昭和41年政令第387号)第5条第1項の規定に基づく免許証の書換え交付	製菓衛生師免許証書換え交付手数料	2,900円
91 製菓衛生師法施行令第6条第1項の規定に基づく免許証の再交付	製菓衛生師免許証再交付手数料	3,700円
92~113 省略		
備考 省略		

3 省略

4 農林水産関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1 省略		
2 家畜商法第3条第2項第1号の規定に規定する講習会の開催	家畜商講習会受講手数料	3,200円
3~26 省略		
27 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査(同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。)	家畜検査手数料	1頭、1羽又は1群につき2,500円を超えない範囲内において規則で定める金額
28 省略		

89 製菓衛生師法第4条第1項の規定に基づく製菓衛生師試験の実施	製菓衛生師試験手数料	9,400円
90 製菓衛生師法施行令(昭和41年政令第387号)第5条第1項の規定に基づく免許証の書換え交付	製菓衛生師免許証書換え交付手数料	2,800円
91 製菓衛生師法施行令第6条第1項の規定に基づく免許証の再交付	製菓衛生師免許証再交付手数料	3,500円
92~113 省略		
備考 省略		

3 省略

4 農林水産関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1 省略		
2 家畜商法第3条第2項第1号の規定に規定する講習会の開催	家畜商講習会受講手数料	3,130円
3~26 省略		
27 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査(同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。)	家畜検査手数料	1頭、1羽又は1群につき1,200円を超えない範囲内において規則で定める金額
28 省略		

29 家畜伝染病 予防法第6条 第1項又は第 31条第1項の 規定に基づく 家畜の注射又 は薬浴	家畜注 射又は 家畜薬 浴の手 数料	1頭又は1羽につき1,400円を超えない範囲内において規則で定める金額
30~34 省略		
35 家畜取引法 第9条第2項 の規定に基づ く家畜市場登 録証の再交付	家畜市 場登録 証再交 付手数 料	6,600円
36 省略		
37 養鶏振興法 第7条第1項 の規定に基づ くふ化業者の 登録の申請に 対する審査	ふ化業 者登録 申請手 数料	8,100円
38 養鶏振興法 第7条第2項 又は第8条第 1項の規定に 基づくふ化場 の確認の申請 に対する審査	ふ化場 確認申 請手数 料	8,100円
39~61 省略		
備考 省略		

5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1~69 省略		
70 租税特別措 置法(昭和32 年法律第26 号)第28条の 4第3項第5 号イ若しくは 第63条第3項 第5号イ又は 第31条の2第 2項第15号ハ 若しくは第62 条の3第4項 第15号ハに規 定する宅地の 造成が優良な 宅地の供給に 寄与するもの であることに	優良宅 地造成 認定申 請手数 料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 省略 (2) 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 200,000円 (3) 省略 (4) 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 400,000円 (5) 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 520,000円 (6) 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 670,000円 (7) 造成宅地の面積が10ヘクタール以上の場合 890,000円

29 家畜伝染病 予防法第6条 第1項又は第 31条第1項の 規定に基づく 家畜の注射又 は薬浴	家畜注 射又は 家畜薬 浴の手 数料	1頭又は1羽につき1,100円を超えない範囲内において規則で定める金額
30~34 省略		
35 家畜取引法 第9条第2項 の規定に基づ く家畜市場登 録証の再交付	家畜市 場登録 証再交 付手数 料	6,400円
36 省略		
37 養鶏振興法 第7条第1項 の規定に基づ くふ化業者の 登録の申請に 対する審査	ふ化業 者登録 申請手 数料	7,900円
38 養鶏振興法 第7条第2項 又は第8条第 1項の規定に 基づくふ化場 の確認の申請 に対する審査	ふ化場 確認申 請手数 料	7,900円
39~61 省略		
備考 省略		

5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1~69 省略		
70 租税特別措 置法(昭和32 年法律第26 号)第28条の 4第3項第5 号イ若しくは 第63条第3項 第5号イ又は 第31条の2第 2項第15号ハ 若しくは第62 条の3第4項 第15号ハに規 定する宅地の 造成が優良な 宅地の供給に 寄与するもの であることに	優良宅 地造成 認定申 請手数 料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 省略 (2) 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 190,000円 (3) 省略 (4) 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 390,000円 (5) 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 510,000円 (6) 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 660,000円 (7) 造成宅地の面積が10ヘクタール以上の場合 870,000円

ついでに認定の申請に対する審査			ついでに認定の申請に対する審査		
71～76 省略			71～76 省略		
77 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成に関する工事の許可申請手数料	次に掲げる宅地造成の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 省略 (2) 切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>22,000円</u> (3) 切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>32,000円</u> (4) 切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <u>48,000円</u> (5) 切土又は盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>68,000円</u> (6)～(9) 省略 (10) 切土又は盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの <u>430,000円</u>	77 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成に関する工事の許可申請手数料	次に掲げる宅地造成の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 省略 (2) 切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの <u>21,000円</u> (3) 切土又は盛土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの <u>31,000円</u> (4) 切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <u>47,000円</u> (5) 切土又は盛土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>67,000円</u> (6)～(9) 省略 (10) 切土又は盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの <u>420,000円</u>
77の2 宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	宅地造成に関する工事の計画の変更申請手数料	変更の許可の申請1件につき、次に掲げる宅地造成に関する工事の計画の変更の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額（その金額が <u>430,000円</u> を超えるときは、その手数料の金額は、 <u>430,000円</u> とする。） (1)・(2) 省略	77の2 宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく宅地造成に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	宅地造成に関する工事の計画の変更申請手数料	変更の許可の申請1件につき、次に掲げる宅地造成に関する工事の計画の変更の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額（その金額が <u>420,000円</u> を超えるときは、その手数料の金額は、 <u>420,000円</u> とする。） (1)・(2) 省略
78～86 省略			78～86 省略		
87 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為申請手数料	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合 <u>8,800円</u> イ 省略 ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 <u>44,000円</u> エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	87 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査	開発行為申請手数料	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合 <u>8,600円</u> イ 省略 ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 <u>43,000円</u> エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満

の場合 88,000円

オ 省略

カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 180,000円

キ 省略

ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合 310,000円

(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合 14,000円

イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 31,000円

ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 66,000円

エ 省略

オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 210,000円

カ 省略

キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 350,000円

ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合 490,000円

(3) その他の開発行為の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合 88,000円

イ 省略

ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 200,000円

エ 省略

オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 400,000円

カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 520,000円

キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合

の場合 86,000円

オ 省略

カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 170,000円

キ 省略

ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合 300,000円

(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合 13,000円

イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 30,000円

ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 65,000円

エ 省略

オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 200,000円

カ 省略

キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合 340,000円

ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合 480,000円

(3) その他の開発行為の許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合 86,000円

イ 省略

ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 190,000円

エ 省略

オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満の場合 390,000円

カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満の場合 510,000円

キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合

		場合 <u>670,000円</u> ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合 <u>890,000円</u>			場合 <u>660,000円</u> ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合 <u>870,000円</u>
88 都市計画法 第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	変更許可の申請1件につき、次に掲げる開発行為の変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した金額(その金額が <u>890,000円</u> を超えるときは、その手数料の金額は、 <u>890,000円</u> とする。) (1)~(3) 省略	88 都市計画法 第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査	開発行為変更許可申請手数料	変更許可の申請1件につき、次に掲げる開発行為の変更の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した金額(その金額が <u>870,000円</u> を超えるときは、その手数料の金額は、 <u>870,000円</u> とする。) (1)~(3) 省略
89 都市計画法 第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	<u>47,000円</u>	89 都市計画法 第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	<u>46,000円</u>
90 省略			90 省略		
91 都市計画法 第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 敷地の面積が0.1ヘクタール未満の場合 <u>7,000円</u> (2) 敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 <u>19,000円</u> (3) 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 <u>40,000円</u> (4) 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 <u>70,000円</u> (5) 敷地の面積が1ヘクタール以上の場合 <u>99,000円</u>	91 都市計画法 第43条の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 敷地の面積が0.1ヘクタール未満の場合 <u>6,900円</u> (2) 敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合 <u>18,000円</u> (3) 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合 <u>39,000円</u> (4) 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合 <u>69,000円</u> (5) 敷地の面積が1ヘクタール以上の場合 <u>97,000円</u>
92 省略			92 省略		
93 都市計画法 第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 <u>1,800円</u>	93 都市計画法 第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 <u>1,700円</u>

		(2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 <u>2,800円</u>			(2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 <u>2,700円</u>
		(3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のものである場合 <u>18,000円</u>			(3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が(1)及び(2)以外のものである場合 <u>17,000円</u>
94 都市計画法 第47条第5項 の規定に基づく 開発登録簿 の写しの交付	開発登録簿の 写しの 交付手数料	用紙1枚につき <u>480円</u>		94 都市計画法 第47条第5項 の規定に基づく 開発登録簿 の写しの交付	開発登録簿の 写しの 交付手数料
95～102 省略				95～102 省略	
備考 省略				備考 省略	
6 省略				6 省略	

(愛媛県県税賦課徴収条例の一部改正)

第2条 愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 省略</p> <p>第3章 申告、申請及び検査(第65条 <u>第83条</u>)</p> <p>第4章 補則(第84条・第85条)</p> <p>第5章 省略</p> <p>附則</p> <p><u>第82条及び第83条 削除</u></p> <p>第4章 補則</p> <p>(手数料)</p> <p><u>第84条</u> 次の各号に掲げる事務につき、当該各号に定める金額の手数料を徴収する。ただし、国又は地方公共団体の機関の請求に対して行う事務その他知事が手数料を徴収することを不適当と認める事務については、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) <u>法第20条の10の規定による証明書その他の県税に関する証明書の交付 400円</u></p> <p>(2) <u>法第700条の15第2項に規定する免税軽油使用者証の交付又は再交付 400円</u></p> <p>2 <u>前項に規定する手数料は、申請の際に申請者から徴収する。ただし、特別の事情により必要があるときは、申請後において納付させることができる。</u></p> <p>3 <u>知事は、特別の事情により必要があると認めるときは、第1項に規定する手数料を減免することができる。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 省略</p> <p>第3章 申告、申請及び検査(第65条 <u>第84条</u>)</p> <p>第4章 補則(第85条_____)</p> <p>第5章 省略</p> <p>附則</p> <p><u>第82条から第84条まで 削除</u></p> <p>第4章 補則</p>

(愛媛県立衛生環境研究所使用料条例の一部改正)

第3条 愛媛県立衛生環境研究所使用料条例(昭和27年愛媛県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の額)</p> <p>第2条 愛媛県立衛生環境研究所管理条例(昭和27年愛媛県条例第9号。以下「管理条例」という。)第2条第1項及び第2項の規定による試験等の依頼については、次の各号の範囲内で知事定める使用料を納めなければならない。ただし、急速に施行を必要とするものはその3倍額、特別の費用を要するものはその実費とする。</p> <p>(1) 鉱泉の分析 1件につき <u>64,390円</u></p> <p>(2) その他試験、検査料 1件につき <u>32,380円</u></p> <p>(3) 文書料 1枚につき <u>500円</u></p> <p>2 省略</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第2条 愛媛県立衛生環境研究所管理条例(昭和27年愛媛県条例第9号。以下「管理条例」という。)第2条第1項及び第2項の規定による試験等の依頼については、次の各号の範囲内で知事定める使用料を納めなければならない。ただし、急速に施行を必要とするものはその3倍額、特別の費用を要するものはその実費とする。</p> <p>(1) 鉱泉の分析 1件につき <u>27,520円</u></p> <p>(2) その他試験、検査料 1件につき <u>29,560円</u></p> <p>(3) 文書料 1枚につき <u>400円</u></p> <p>2 省略</p>

(愛媛県ふぐ取扱者条例の一部改正)

第4条 愛媛県ふぐ取扱者条例(昭和27年愛媛県条例第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第14条 取扱者の試験、免許又は免許証の再交付を受けようとする者は、次の区分に従い、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 試験手数料 <u>8,800円</u></p> <p>(2) 免許手数料 <u>5,000円</u></p> <p>(3) 免許証再交付手数料 <u>2,600円</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第14条 取扱者の試験、免許又は免許証の再交付を受けようとする者は、次の区分に従い、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 試験手数料 <u>4,340円</u></p> <p>(2) 免許手数料 <u>2,300円</u></p> <p>(3) 免許証再交付手数料 <u>1,200円</u></p>

(愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部改正)

第5条 愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例(昭和30年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																																				
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)																																																																																																				
使用料	使用料																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術開発関係</td> <td>機械金属用機器</td> <td>1時間</td> <td><u>2,830円</u></td> </tr> <tr> <td>電子用機器</td> <td>1時間</td> <td><u>1,470</u></td> </tr> <tr> <td>化学用機器</td> <td>1時間</td> <td><u>1,890</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食品産業関係</td> <td>食品加工用機器</td> <td>1時間</td> <td><u>2,620</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>又は1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">窯業関係</td> <td>焼成がま及び炉</td> <td>1回</td> <td><u>7,660</u></td> </tr> <tr> <td>窯業用機器</td> <td>1時間</td> <td><u>1,890</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>又は1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繊維産業関係</td> <td>染織用機器</td> <td>1時間</td> <td><u>1,050</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">紙産業関係</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>製紙用機器</td> <td>1時間</td> <td><u>12,180</u></td> </tr> <tr> <td>紙加工用機器</td> <td>1時間</td> <td><u>7,770</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>物理試験用機</td> <td>1時間</td> <td><u>1,680</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	単位	金額	技術開発関係	機械金属用機器	1時間	<u>2,830円</u>	電子用機器	1時間	<u>1,470</u>	化学用機器	1時間	<u>1,890</u>	食品産業関係	食品加工用機器	1時間	<u>2,620</u>		又は1回		窯業関係	焼成がま及び炉	1回	<u>7,660</u>	窯業用機器	1時間	<u>1,890</u>			又は1回		繊維産業関係	染織用機器	1時間	<u>1,050</u>	紙産業関係	省略			製紙用機器	1時間	<u>12,180</u>	紙加工用機器	1時間	<u>7,770</u>		物理試験用機	1時間	<u>1,680</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">技術開発関係</td> <td>機械金属用機器</td> <td>1時間</td> <td><u>1,630円</u></td> </tr> <tr> <td>電子用機器</td> <td>1時間</td> <td><u>1,120</u></td> </tr> <tr> <td>化学用機器</td> <td>1時間</td> <td><u>1,520</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">食品産業関係</td> <td>食品加工用機器</td> <td>1時間</td> <td><u>2,340</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>又は1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">窯業関係</td> <td>焼成がま及び炉</td> <td>1回</td> <td><u>6,930</u></td> </tr> <tr> <td>窯業用機器</td> <td>1時間</td> <td><u>1,680</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>又は1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繊維産業関係</td> <td>染織用機器</td> <td>1時間</td> <td><u>730</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">紙産業関係</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>製紙用機器</td> <td>1時間</td> <td><u>5,500</u></td> </tr> <tr> <td>紙加工用機器</td> <td>1時間</td> <td><u>2,540</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>物理試験用機</td> <td>1時間</td> <td><u>1,470</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	単位	金額	技術開発関係	機械金属用機器	1時間	<u>1,630円</u>	電子用機器	1時間	<u>1,120</u>	化学用機器	1時間	<u>1,520</u>	食品産業関係	食品加工用機器	1時間	<u>2,340</u>		又は1回		窯業関係	焼成がま及び炉	1回	<u>6,930</u>	窯業用機器	1時間	<u>1,680</u>			又は1回		繊維産業関係	染織用機器	1時間	<u>730</u>	紙産業関係	省略			製紙用機器	1時間	<u>5,500</u>	紙加工用機器	1時間	<u>2,540</u>		物理試験用機	1時間	<u>1,470</u>
区分	種別	単位	金額																																																																																																		
技術開発関係	機械金属用機器	1時間	<u>2,830円</u>																																																																																																		
	電子用機器	1時間	<u>1,470</u>																																																																																																		
	化学用機器	1時間	<u>1,890</u>																																																																																																		
食品産業関係	食品加工用機器	1時間	<u>2,620</u>																																																																																																		
		又は1回																																																																																																			
窯業関係	焼成がま及び炉	1回	<u>7,660</u>																																																																																																		
	窯業用機器	1時間	<u>1,890</u>																																																																																																		
		又は1回																																																																																																			
繊維産業関係	染織用機器	1時間	<u>1,050</u>																																																																																																		
紙産業関係	省略																																																																																																				
	製紙用機器	1時間	<u>12,180</u>																																																																																																		
	紙加工用機器	1時間	<u>7,770</u>																																																																																																		
	物理試験用機	1時間	<u>1,680</u>																																																																																																		
区分	種別	単位	金額																																																																																																		
技術開発関係	機械金属用機器	1時間	<u>1,630円</u>																																																																																																		
	電子用機器	1時間	<u>1,120</u>																																																																																																		
	化学用機器	1時間	<u>1,520</u>																																																																																																		
食品産業関係	食品加工用機器	1時間	<u>2,340</u>																																																																																																		
		又は1回																																																																																																			
窯業関係	焼成がま及び炉	1回	<u>6,930</u>																																																																																																		
	窯業用機器	1時間	<u>1,680</u>																																																																																																		
		又は1回																																																																																																			
繊維産業関係	染織用機器	1時間	<u>730</u>																																																																																																		
紙産業関係	省略																																																																																																				
	製紙用機器	1時間	<u>5,500</u>																																																																																																		
	紙加工用機器	1時間	<u>2,540</u>																																																																																																		
	物理試験用機	1時間	<u>1,470</u>																																																																																																		

	器		
	化学試験用機	1 時間	<u>1,570</u>
	器		
	研修用機器	1 時間	<u>420</u>
建設関係	土木用機器	1 時間	<u>630</u>

手数料

区分	種別	単位	金額
技術開発関係	試験	1 件	<u>18,370円</u>
	図案調製等	1 件	<u>30,240</u>
食品産業関係	試験	1 件	<u>13,650</u>
窯業関係	試験	1 件	<u>27,820</u>
	はい土、ゆう	1 件	<u>25,510</u>
	薬顔料等調整		
	及び加工		
	図案調製	1 件	<u>30,450</u>
繊維産業関係	試験	1 件	<u>3,250</u>
	染織整理等試	1 件	<u>32,230</u>
	作加工		
	図案調製	1 件	<u>28,660</u>
紙産業関係	試験	1 件	<u>10,600</u>
共通	分析	1 成分	<u>18,690</u>
	謄本	1 部又	<u>500</u>
		は 1 枚	

	器		
	化学試験用機	1 時間	<u>1,260</u>
	器		
	研修用機器	1 時間	<u>210</u>
建設関係	土木用機器	1 時間	<u>420</u>

手数料

区分	種別	単位	金額
技術開発関係	試験	1 件	<u>13,250円</u>
	図案調製等	1 件	<u>17,020</u>
食品産業関係	試験	1 件	<u>4,170</u>
窯業関係	試験	1 件	<u>22,420</u>
	はい土、ゆう	1 件	<u>16,710</u>
	薬顔料等調整		
	及び加工		
	図案調製	1 件	<u>14,570</u>
繊維産業関係	試験	1 件	<u>1,320</u>
	染織整理等試	1 件	<u>11,620</u>
	作加工		
	図案調製	1 件	<u>11,510</u>
紙産業関係	試験	1 件	<u>3,560</u>
共通	分析	1 成分	<u>13,150</u>
	謄本	1 部又	<u>400</u>
		は 1 枚	

(証明事務等に係る手数料条例の一部改正)

第6条 証明事務等に係る手数料条例(昭和31年愛媛県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手数料の額)	(手数料の額)
第2条 前条に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、1件につき <u>500円</u> とする。	第2条 前条に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、1件につき <u>400円</u> とする。

(愛媛県家畜種付手数料条例の一部改正)

第7条 愛媛県家畜種付手数料条例(昭和33年愛媛県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																								
(手数料の額)	(手数料の額)																																																								
第3条 手数料は、次に掲げる金額をこえない範囲内において知事が定める額とする。	第3条 手数料は、次に掲げる金額をこえない範囲内において知事が定める額とする。																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>畜種</th> <th>精液料</th> <th>注入料</th> <th>自然種付料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳牛</td> <td>和牛 1 ccにつき 400円</td> <td>1 回につき <u>1,480円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>和牛</td> <td>1 ccにつき 300円</td> <td>1 回につき <u>1,480円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>めん</td> <td>1 回につき 200円</td> <td>1 回につき <u>220円</u></td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>羊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山羊</td> <td>1 回につき 200円</td> <td>1 回につき <u>220円</u></td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table>	畜種	精液料	注入料	自然種付料	乳牛	和牛 1 ccにつき 400円	1 回につき <u>1,480円</u>		和牛	1 ccにつき 300円	1 回につき <u>1,480円</u>		省略				めん	1 回につき 200円	1 回につき <u>220円</u>	400円	羊				山羊	1 回につき 200円	1 回につき <u>220円</u>	400円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>畜種</th> <th>精液料</th> <th>注入料</th> <th>自然種付料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳牛</td> <td>和牛 1 ccにつき 400円</td> <td>1 回につき <u>1,420円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>和牛</td> <td>1 ccにつき 300円</td> <td>1 回につき <u>1,420円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>めん</td> <td>1 回につき 200円</td> <td>1 回につき <u>200円</u></td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>羊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山羊</td> <td>1 回につき 200円</td> <td>1 回につき <u>200円</u></td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table>	畜種	精液料	注入料	自然種付料	乳牛	和牛 1 ccにつき 400円	1 回につき <u>1,420円</u>		和牛	1 ccにつき 300円	1 回につき <u>1,420円</u>		省略				めん	1 回につき 200円	1 回につき <u>200円</u>	400円	羊				山羊	1 回につき 200円	1 回につき <u>200円</u>	400円
畜種	精液料	注入料	自然種付料																																																						
乳牛	和牛 1 ccにつき 400円	1 回につき <u>1,480円</u>																																																							
和牛	1 ccにつき 300円	1 回につき <u>1,480円</u>																																																							
省略																																																									
めん	1 回につき 200円	1 回につき <u>220円</u>	400円																																																						
羊																																																									
山羊	1 回につき 200円	1 回につき <u>220円</u>	400円																																																						
畜種	精液料	注入料	自然種付料																																																						
乳牛	和牛 1 ccにつき 400円	1 回につき <u>1,420円</u>																																																							
和牛	1 ccにつき 300円	1 回につき <u>1,420円</u>																																																							
省略																																																									
めん	1 回につき 200円	1 回につき <u>200円</u>	400円																																																						
羊																																																									
山羊	1 回につき 200円	1 回につき <u>200円</u>	400円																																																						

(愛媛県農林水産研究所使用料条例の一部改正)

第8条 愛媛県農林水産研究所使用料条例(昭和38年愛媛県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
1 分析等に係る使用料				1 分析等に係る使用料			
区分	種別	単位	金額	区分	種別	単位	金額
省略				省略			
林業関係	木材の材質試験	1件につき	<u>6,600円</u>	林業関係	木材の材質試験	1件につき	<u>5,810円</u>
	木材の強度試験	1件につき	<u>9,100円</u>		木材の強度試験	1件につき	<u>7,950円</u>
	水の化学分析	1件につき	<u>18,100円</u>		水の化学分析	1件につき	<u>12,330円</u>
	土壌物理性測定	1件につき	<u>17,800円</u>		土壌物理性測定	1件につき	<u>11,000円</u>
	土質試験	1件につき	<u>11,600円</u>		土質試験	1件につき	<u>6,520円</u>
	土壌養分分析	1件につき	<u>12,000円</u>		土壌養分分析	1件につき	<u>6,830円</u>
	造林用苗木の品種分析	1件につき	<u>3,100円</u>		造林用苗木の品種分析	1件につき	<u>3,060円</u>
	2 施設の使用料				2 施設の使用料		
区分		単位	金額	区分		単位	金額
林業研究センター研修室		1日につき	<u>9,100円</u>	林業研究センター研修室		1日につき	<u>6,310円</u>

(愛媛県屋外広告物条例の一部改正)

第9条 愛媛県屋外広告物条例(昭和39年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料)	(手数料)
第47条 次の各号に掲げる事務につき、手数料を、当該各号に定める金額によつて徴収する。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項(同条第5項において準用する場合及び同法第6条の3の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の届出を行つた政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等(法第7条第4項に規定するはり札等をいう。以下同じ。)、広告旗(同項に規定する広告旗をいう。以下同じ。) <u>又は立看板等(同項に規定する立看板等をいう。以下同じ。)</u> に係る第1号に掲げる許可を受けようとするときは、手数料を徴収しない。	第47条 次の各号に掲げる事務につき、手数料を、当該各号に定める金額によつて徴収する。ただし、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項(同条第5項において準用する場合及び同法第6条の3の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の届出を行つた政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等(法第7条第4項に規定するはり札等をいう。以下同じ。)、広告旗(同項に規定する広告旗をいう。以下同じ。) <u>又は立看板等(同項に規定する立看板等をいう。以下同じ。)</u> に係る第1号に掲げる許可を受けようとするときは、手数料を徴収しない。
(1)・(2) 省略	(1)・(2) 省略
(3) 第38条第1項の規定による講習会 <u>3,000円</u>	(3) 第38条第1項の規定による講習会 <u>2,500円</u>
2・3 省略	2・3 省略

(公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部改正)

第10条 公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例(昭和45年愛媛県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手数料の額)	(手数料の額)
第4条 前条に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、1件につき、次の表のとおりとする。 <u>ただし、法第36条第1項の規定により調停が打ち切れ、又は同条第2項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から2週間以内に当該調停の申請人又は参加人から</u>	第4条 前条に規定する手数料(以下「手数料」という。)の額は、1件につき、次の表のとおりとする。

された仲裁の申請については、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の手続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

公害紛争 処理の手 続の種類	調停又は仲裁を求 める事項の価額	金 額
調停	1 100万円以下の 場合	1,000円
	2 100万円を超え 1,000万円以下の 場合	1,000円に100万円を超える 部分が1万円に達するごと に7円を加えた金額
	3 1,000万円を超 え1億円以下の 場合	7,300円に1,000万円を超え る部分が1万円に達するご とに6円を加えた金額
	4 1億円を超え る場合	6万1,300円に1億円を超え る部分が1万円に達するご とに5円を加えた金額
仲裁	1 100万円以下の 場合	2,000円
	2 100万円を超え 1,000万円以下の 場合	2,000円に100万円を超える 部分が1万円に達するごと に20円を加えた金額
	3 1,000万円を超 え1億円以下の 場合	2万円に1,000万円を超える 部分が1万円に達するごと に15円を加えた金額
	4 1億円を超え る場合	15万5,000円に1億円を超え る部分が1万円に達する ごとに10円を加えた金額

2 省略

3 公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）第6条の規定により調停を求める事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と既に納付した手数料の額の差額に相当する額を納付しなければならない。

公害紛争 処理の手 続の種類	調停又は仲裁を求 める事項の価額	金 額
調停	1 50万円 以下の 場合	500円
	2 50万円をこえ 500万円以下 の 場合	500円に50万円をこえる 部分が1万円に達するごと に7円を加えた金額
	3 500万円をこえ 5千万円以下の 場合	3,650円に500万円をこえる 部分が1万円に達するご とに6円を加えた金額
	4 5千万円をこ える場合	30,650円に5千万円をこえ る部分が1万円に達するご とに5円を加えた金額
仲裁	1 50万円 以下の 場合	1,000円
	2 50万円をこえ 500万円以下 の 場合	1,000円に50万円をこえる 部分が1万円に達するごと に20円を加えた金額
	3 500万円をこえ 5千万円以下の 場合	1万円に500万円をこえる 部分が1万円に達するごと に15円を加えた金額
	4 5千万円をこ える場合	7万7,500円に5千万円をこ える部分が1万円に達する ごとに10円を加えた金額

2 省略

3 公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）第8条の規定により調停を求める事項の価額を増加するときは、増加後の価額につき納付すべき手数料の額と既に納付した手数料の額の差額に相当する額を納付しなければならない。

（愛媛県心と体の健康センターにおける使用料及び手数料徴収条例の一部改正）

第11条 愛媛県心と体の健康センターにおける使用料及び手数料徴収条例（昭和47年愛媛県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（使用料及び手数料の額） 第2条 省略 2 手数料の額は、1件 <u>740円</u> の範囲内で知事が定める。	（使用料及び手数料の額） 第2条 省略 2 手数料の額は、1件 <u>500円</u> の範囲内で知事が定める。

（興行場の構造設備の基準等に関する条例の一部改正）

第12条 興行場の構造設備の基準等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（手数料） 第21条 省略 2 前項に規定する手数料（以下「手数料」という。）の額は、次 のとおりとする。	（手数料） 第21条 省略 2 前項に規定する手数料（以下「手数料」という。）の額は、次 のとおりとする。

(1) 常設興行場に係る営業許可申請手数料 1件につき <u>14,200</u> 円	(1) 常設興行場に係る営業許可申請手数料 1件につき <u>13,040</u> 円
(2) 仮設興行場に係る営業許可申請手数料 1件につき <u>6,200</u> 円	(2) 仮設興行場に係る営業許可申請手数料 1件につき <u>2,420</u> 円
3 省略	3 省略

(食品衛生法施行条例の一部改正)

第13条 食品衛生法施行条例(平成12年愛媛県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第5(第6条関係)</p> <p>省略</p> <p>備考 法第52条第1項の規定に基づき営業の許可を受けている者が当該営業の許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合におけるこの表の2の項から35の項までに掲げる手数料の金額は、これらの項の規定にかかわらず、これらの項に掲げる手数料の金額の<u>100分の80</u>に相当する金額とする。</p>	<p>別表第5(第6条関係)</p> <p>省略</p> <p>備考 法第52条第1項の規定に基づき営業の許可を受けている者が当該営業の許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合におけるこの表の2の項から35の項までに掲げる手数料の金額は、これらの項の規定にかかわらず、これらの項に掲げる手数料の金額の<u>100分の60</u>に相当する金額とする。</p>

(愛媛県警察関係事務手数料条例の一部改正)

第14条 愛媛県警察関係事務手数料条例(平成12年愛媛県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>別表(第2条、第3条、第6条、第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>名 称</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~26の8</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>道路交通法第77条第1項の規定に基づく道路使用の許可の申請に対する審査</td> <td><u>2,100円</u></td> </tr> <tr> <td>28~42</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>43</td> <td>自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保の証明の申請に対する審査</td> <td><u>2,100円</u></td> </tr> <tr> <td>44~64</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	事 務	名 称	金 額	1~26の8	省略		27	道路交通法第77条第1項の規定に基づく道路使用の許可の申請に対する審査	<u>2,100円</u>	28~42	省略		43	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保の証明の申請に対する審査	<u>2,100円</u>	44~64	省略		<p>別表(第2条、第3条、第6条、第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>名 称</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~26の8</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>道路交通法第77条第1項の規定に基づく道路使用の許可の申請に対する審査</td> <td>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) <u>道路交通法第77条第1項第1号及び第2号に掲げる者</u> <u>2,000円</u> (2) <u>同項第3号及び第4号に掲げる者</u> <u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td>28~42</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>43</td> <td>自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保の証明の申請に対する審査</td> <td><u>2,000円</u></td> </tr> <tr> <td>44~64</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	事 務	名 称	金 額	1~26の8	省略		27	道路交通法第77条第1項の規定に基づく道路使用の許可の申請に対する審査	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) <u>道路交通法第77条第1項第1号及び第2号に掲げる者</u> <u>2,000円</u> (2) <u>同項第3号及び第4号に掲げる者</u> <u>1,000円</u>	28~42	省略		43	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保の証明の申請に対する審査	<u>2,000円</u>	44~64	省略	
事 務	名 称	金 額																																			
1~26の8	省略																																				
27	道路交通法第77条第1項の規定に基づく道路使用の許可の申請に対する審査	<u>2,100円</u>																																			
28~42	省略																																				
43	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保の証明の申請に対する審査	<u>2,100円</u>																																			
44~64	省略																																				
事 務	名 称	金 額																																			
1~26の8	省略																																				
27	道路交通法第77条第1項の規定に基づく道路使用の許可の申請に対する審査	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) <u>道路交通法第77条第1項第1号及び第2号に掲げる者</u> <u>2,000円</u> (2) <u>同項第3号及び第4号に掲げる者</u> <u>1,000円</u>																																			
28~42	省略																																				
43	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保の証明の申請に対する審査	<u>2,000円</u>																																			
44~64	省略																																				

(愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年愛媛県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第21条関係)		別表(第21条関係)	
1～8 省略		1～8 省略	
9 第10条第1項の規定により治療の措置を講じられた動物の返還	1頭、1匹又は1羽につき <u>6,000円</u>	9 第10条第1項の規定により治療の措置を講じられた動物の返還	1頭、1匹又は1羽につき <u>3,800円</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条中愛媛県手数料条例別表5の表70の項、77の項、77の2の項、87の項から89の項まで、91の項、93の項及び94の項の改正規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 第4条の規定による改正後の愛媛県ふぐ取扱者条例第14条の規定、第5条の規定による改正後の愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例(以下「新産業技術研究所条例」という。)別表の規定及び第6条の規定による改正後の証明事務等に係る手数料条例第2条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収する使用料及び手数料について適用し、施行日前に徴収した使用料及び手数料については、なお従前の例による。
- 第3条の規定による改正後の愛媛県立衛生環境研究所使用料条例第2条第1項の規定及び第8条の規定による改正後の愛媛県農林水産研究所使用料条例別表の規定は、施行日以後の試験等若しくは分析等の依頼又は施設の使用の申請に係る使用料について適用し、施行日前の試験等若しくは分析等の依頼又は施設の使用の申請に係る使用料については、なお従前の例による。
- 新産業技術研究所条例別表の規定は、県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者に係る使用料及び手数料の額については、附則第2項の規定にかかわらず、平成22年4月1日以後に徴収する使用料及び手数料について適用し、同日前に徴収した使用料及び手数料については、なお従前の例による。この場合において、当該者に係る同日から平成23年3月31日までの間に徴収する使用料及び手数料の額についての同表の規定の適用については、同表使用料の表紙産業関係の項金額の欄中「12,180」とあるのは「11,000」と、「7,770」とあるのは「5,080」と、新産業技術研究所条例別表手数料の表食品産業関係の項金額の欄中「13,650」とあるのは「8,340」と、同表窯業関係の項同欄中「30,450」とあるのは「29,140」と、同表繊維産業関係の項同欄中「3,250」とあるのは「2,640」と、「32,230」とあるのは「23,240」と、「28,660」とあるのは「23,020」と、同表紙産業関係の項同欄中「10,600」とあるのは「7,120」とする。

○愛媛県条例第10号

愛媛県地域活性化・生活対策臨時基金条例を次のように公布する。

平成21年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県地域活性化・生活対策臨時基金条例

(設置)

第1条 地域活性化及び生活対策の推進に資する施策の実施を図るために要する経費の財源に充てるため、地域活性化・生活対策臨時基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成22年 3月31日限り、その効力を失う。

○愛媛県条例第11号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（自動車税の減免）</p> <p>第46条の2 知事は、次の各号に掲げる自動車に対しては、納税義務者の申請により自動車税を減免することができる。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する自動車（営業用を除くものとし、身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）で、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで生活する者に限る。以下この号において同じ。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの（<u>第80条第3項において「身体障害者等自動車」という。</u>）のうち、必要と認められたもの（1台に限る。）</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">（県税の減免申請）</p> <p>第80条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第46条の2第1項第1号又は第59条の7第3号若しくは第4号の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限前7日（賦課期日後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日）までに、申告納付の方法によつて徴収されるものにあつては第59条の5に規定する申告納付の期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては第74条第1項の規定による申告をする際（<u>納付後に身体障害者等自動車に該当することとなつた場合にあつては、知事が定める日まで</u>）に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳。以下この項において同じ。）、知事の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及</p>	<p style="text-align: center;">（自動車税の減免）</p> <p>第46条の2 知事は、次の各号に掲げる自動車に対しては、納税義務者の申請により自動車税を減免することができる。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する自動車（営業用を除くものとし、身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）で、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで生活する者に限る。以下この号において同じ。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの _____ のうち、必要と認められたもの（1台に限る。）</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">（県税の減免申請）</p> <p>第80条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第46条の2第1項第1号又は第59条の7第3号若しくは第4号の規定の適用を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては納期限前7日 _____ までに、申告納付の方法によつて徴収されるものにあつては第59条の5に規定する申告納付の期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては第74条第1項の規定による申告をする際 _____ に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳。以下この項において同じ。）、知事の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及</p>

び道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで生活する者に限る。）を常時介護する者の運転免許証を提示しなければならない。

(1)～(7) 省略

4 省略

び道路交通法第92条の規定により交付された身体障害者等、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等（身体障害者等のみで生活する者に限る。）を常時介護する者の運転免許証を提示しなければならない。

(1)～(7) 省略

4 省略

附 則

この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第12号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年愛媛県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）<u>第30条の 8 第 1 項第 2 号及び第 2 項、第30条の 9 第 3 項並びに第30条の10第 5 項の規定に基づき、法の施行に關し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(本人確認情報を利用することができる事務)</u></p> <p>第 2 条 <u>法第30条の 8 第 1 項第 2 号の条例で定める事務は、別表第 1 のとおりとする。</u></p> <p><u>(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)</u></p> <p>第 3 条 <u>法第30条の 8 第 2 項の条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第 2 のとおりとする。</u></p> <p><u>(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)</u></p> <p>第 4 条 <u>知事が行う法第30条の 8 第 2 項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。</u></p> <p>第 5 条 省略</p> <p>第 6 条 省略</p> <p>第 7 条 省略</p> <p>第 8 条 省略</p> <p>第 9 条 省略</p> <p>第10条 省略</p> <p>第11条 省略</p> <p>第12条 省略</p> <p>第13条 省略</p> <p>第14条 省略</p> <p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <p>1 <u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当で誤払い又は過渡しとなったものの返納の請求に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>2 <u>母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による母子福</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）<u>第30条の 9 第 3 項及び 第30条の10第 5 項の規定に基づき、法の施行に關し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第 2 条 省略</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>第 6 条 省略</p> <p>第 7 条 省略</p> <p>第 8 条 省略</p> <p>第 9 条 省略</p> <p>第10条 省略</p> <p>第11条 省略</p>

社資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の償還金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）による同省令第41条（同省令第46条、第50条、第54条、第63条第1項及び第70条第1項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であって規則で定めるもの

4 愛媛県恩給条例（昭和32年愛媛県条例第25号）による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの

5 愛媛県奨学資金貸与条例（昭和36年愛媛県条例第6号）による奨学金の返還金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

6 愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）による県立病院の料金で未収のもの徴収に関する事務であって規則で定めるもの

7 愛媛県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年愛媛県条例第19号）による同条例第5条第1項の承認又は同条例第19条第3項（第2号に係る部分に限る。）若しくは第4項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

知事以外の執行機関	事 務
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）による同法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第13号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市 町	事 務	市 町
1 公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第25条第1項第1号及び第2項の規定により市が管理する漁港の区域内に限る。） (1)～(3) 省略	松山市、今治市、新居浜市及び四国中央市	1 公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第25条第1項第1号及び第2項の規定により市が管理する漁港の区域内に限る。） (1)～(3) 省略	_____今治市、新居浜市及び四国中央市
1の2～7の2 省略		1の2～7の2 省略	
7の3 国有財産法に基づく事務のうち、前項に掲げるもの（漁港漁場整備法第25条第1項第1号及び第2項の規定により市町が管理する漁港の区域内に所在する農林水産	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居	7の3 国有財産法に基づく事務のうち、前項に掲げるもの（漁港漁場整備法第25条第1項第1号及び第2項の規定により市町が管理する漁港の区域内に所在する農林水産	松山市_____ _____ _____ _____ 八幡浜市_____

<p>大臣の所管に属する国有財産に係るものに限る。)</p>	<p>浜市、西条市、<u>大洲市</u>、伊予市、<u>四国中央市</u>、西予市、<u>上島町</u>、伊方町及び愛南町</p>	<p>大臣の所管に属する国有財産に係るものに限る。)</p>	<p>____、西条市____ ____、伊予市____ ____、西予市及び伊方町____ _____</p>
<p>7の4 国有財産法に基づく事務のうち、7の2の項に掲げるもの(港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の2第1項の規定により市町が指定した港湾隣接地域内に所在する国土交通大臣の所管に属する国有財産に係るものに限る。)</p>	<p>松山市、<u>今治市</u>、<u>宇和島市</u>、八幡浜市、西予市、<u>上島町</u>及び伊方町</p>	<p>7の4 国有財産法に基づく事務のうち、7の2の項に掲げるもの(港湾法(昭和25年法律第218号)第37条の2第1項の規定により市町が指定した港湾隣接地域内に所在する国土交通大臣の所管に属する国有財産に係るものに限る。)</p>	<p>松山市____ _____ ____、八幡浜市、西予市____ 及び伊方町</p>
<p>8 温泉法(昭和23年法律第125号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(1)の2 <u>法第5条第2項(法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく有効期間の更新の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(1)の3 <u>法第6条第1項(法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく<u>土地の掘削等の許可を受けた法人の合併又は分割の承認の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(1)の4 <u>法第7条第1項(法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく<u>土地の掘削等の許可を受けた者の相続の承認の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(1)の5 <u>法第7条の2第1項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく<u>掘削等のための施設等の変更の許可の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(1)の6 <u>法第8条第1項(法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく<u>工事の完了又は廃止の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(2)の2 <u>法第14条の2第1項の規定に基づく温泉の採取の許可の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(2)の3 <u>法第14条の3第1項の規定に基づく</u></p>	<p>保健所を設置する市</p>	<p>8 温泉法(昭和23年法律第125号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(1)の2 <u>法第5条第2項(法第11条第2項_____において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく有効期間の更新の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(1)の3 <u>法第6条第1項(法第11条第2項_____において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく_____法人の合併又は分割の承認の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(1)の4 <u>法第7条第1項(法第11条第2項_____において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく_____相続の承認の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(1)の5 <u>法第8条第1項(法第11条第2項_____において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく<u>工事の完了又は廃止の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(2) 省略</p>	<p>保健所を設置する市</p>

<p>温泉の採取の許可を受けた法人の合併又は分割の承認の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2)の4 法第14条の4第1項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた者の相続の承認の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2)の5 法第14条の5第1項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度の確認の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2)の6 法第14条の6第2項の規定に基づく地位の承継の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2)の7 法第14条の7第1項の規定に基づく温泉の採取のための施設等の変更の許可の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2)の8 法第14条の8第1項の規定に基づく温泉の採取の事業の廃止の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(3)～(4) 省略</p>			
<p>9～14の2 省略</p>		<p>(3)～(4) 省略</p>	
<p>14の3 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。）</p> <p>(1)～(10) 省略</p>	<p>今治市、<u>宇和島市</u>、大洲市、西予市、<u>松前町</u>及び<u>愛南町</u></p>	<p>14の3 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。）</p> <p>(1)～(10) 省略</p>	<p>今治市 _____、大洲市、西予市及び<u>松前町</u> _____</p>
<p>15～26の3 省略</p>		<p>15～26の3 省略</p>	
<p>26の4 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(9) 省略</p>	<p>宇和島市、大洲市、四国中央市、西予市、久万高原町、<u>松前町</u>、<u>砥部町</u>、<u>内子町</u>、<u>伊方町</u>及び<u>愛南町</u></p>	<p>26の4 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(9) 省略</p>	<p>_____ 大洲市、四国中央市、西予市、久万高原町及び<u>伊方町</u> _____</p>
<p>27 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に関する次に掲げるもの（施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は第1号から第9号まで及び第11号から第15号までの事務については施行面積が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。）</p> <p>(1)～(15) 省略</p>	<p>今治市、新居浜市、大洲市、<u>東温市</u>及び<u>久万高原町</u></p>	<p>27 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に関する次に掲げるもの（施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は第1号から第9号まで及び第11号から第15号までの事務については施行面積が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。）</p> <p>(1)～(15) 省略</p>	<p>今治市、新居浜市、大洲市及び<u>東温市</u> _____</p>

<p>28～29 省略</p> <p>30 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。）</p> <p>(1)～(5) 省略</p>	<p>各市町</p>	<p>28～29 省略</p> <p>30 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。）</p> <p>(1)～(5) 省略</p>	<p>各市</p>
<p>31 省略</p>		<p>31 省略</p>	
<p>32 削除</p>		<p>32 租税特別措置法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。）</p> <p>(1) 法第28条の4第3項第5号イの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2) 法第31条の2第2項第15号ハの規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(3) 法第62条の3第4項第15号ハの規定に基づく一団の宅地の造成が住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(4) 法第63条第3項第5号イの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定（適合証明を含む。）の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</p>	<p>各町</p>
<p>33～37 省略</p>		<p>33～37 省略</p>	
<p>37の2 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(10) 省略</p>	<p>松山市、四国中央市及び内子町</p>	<p>37の2 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(10) 省略</p>	<p>四国中央市</p>
<p>38 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) 省略</p>	<p>今治市、新居浜市及び西条市</p>	<p>38 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) 省略</p>	<p>今治市及び新居浜市</p>

<p>39 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(17) 省略</p>	<p>宇和島市、大洲市、四国中央市、西予市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町及び愛南町</p>	<p>39 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(17) 省略</p>	<p>大洲市、四国中央市、西予市、久万高原町及び伊方町</p>
<p>40・40の2 省略</p>		<p>40・40の2 省略</p>	
<p>40の3 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) 省略</p>	<p>今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市及び西予市</p>	<p>40の3 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) 省略</p>	<p>今治市、宇和島市、新居浜市及び大洲市</p>
<p>41～49の2 省略</p>		<p>41～49の2 省略</p>	
<p>50 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(15) 省略</p>	<p>今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市及び西予市</p>	<p>50 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(15) 省略</p>	<p>今治市、宇和島市、新居浜市、西条市及び大洲市</p>
<p>50の2 省略</p>		<p>50の2 省略</p>	
<p>51 都市計画法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(15) 省略</p>	<p>各市町（中核市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市及び西予市を除く。）</p>	<p>51 都市計画法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(15) 省略</p>	<p>各市町（中核市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市及び大洲市を除く。）</p>
<p>52 省略</p>		<p>52 省略</p>	
<p>52の2 都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(14) 省略</p>	<p>今治市、新居浜市、久万高原町及び砥部町</p>	<p>52の2 都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(14) 省略</p>	<p>今治市及び新居浜市</p>
<p>53～55の2 省略</p>		<p>53～55の2 省略</p>	
<p>55の3 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 省略</p>	<p>松前町、内子町及び愛南町</p>	<p>55の3 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 省略</p>	<p>松前町及び内子町</p>
<p>56 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（特定製品の販売の事業を行う者に関する）</p>	<p>各市町</p>	<p>56 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>各市町</p>

<p>るものに限る。)</p> <p>(1) 消費生活用製品安全法施行令(昭和49年政令第48号。以下この項において「政令」という。)第14条第1項の規定に基づく法第40条第1項に規定する報告の徴収に関する事務</p> <p>(2) 政令第14条第1項の規定に基づく法第41条第1項に規定する立入検査に関する事務</p> <p>(3) 政令第14条第1項の規定に基づく法第42条第1項に規定する特定製品の提出命令に関する事務</p> <p>(4) 政令第14条第2項の規定に基づく報告に関する事務</p>			<p>(1) 消費生活用製品安全法施行令(昭和49年政令第48号。以下この項において「政令」という。)第13条第1項の規定に基づく法第40条第1項に規定する報告の徴収に関する事務</p> <p>(2) 政令第13条第1項の規定に基づく法第41条第1項に規定する立入検査に関する事務</p> <p>(3) 政令第13条第1項の規定に基づく法第42条第1項に規定する特定製品の提出命令に関する事務</p> <p>(4) 政令第13条第2項の規定に基づく報告に関する事務</p>	
<p>56の2 省略</p>			<p>56の2 省略</p>	
<p>56の3 中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)~(8) 省略</p>	<p>宇和島市、 大洲市、西予市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町及び愛南町</p>		<p>56の3 中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)~(8) 省略</p>	<p>大洲市____ ____、久万高原町、松前町及び伊方町____ ____ ____</p>
<p>56の4 省略</p>			<p>56の4 省略</p>	
<p>56の5 国土利用計画法(昭和49年法律第92号。以下この項において「法」という。)</p> <p>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第23条第1項の規定に基づく土地の利用目的等の届出の受理に関する事務</p> <p>(2) 法第24条第1項の規定に基づく土地の利用目的の変更の勧告に関する事務</p> <p>(3) 法第24条第3項の規定に基づく勧告の期間の延長及び通知に関する事務</p> <p>(4) 法第25条(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく報告の徴収に関する事務</p> <p>(5) 法第26条の規定に基づく勧告に従わなかった旨等の公表に関する事務</p> <p>(6) 法第27条の規定に基づくあっせん等に関する事務</p> <p>(7) 法第27条の2の規定に基づく土地の利用目的に係る助言に関する事務</p> <p>(8) 法第28条第1項の規定に基づく遊休土地である旨の通知に関する事務</p> <p>(9) 法第29条第1項の規定に基づく遊休土地の利用等に関する計画の届出の受理に関する事務</p> <p>(10) 法第30条の規定に基づく遊休土地の利用に係る助言に関する事務</p> <p>(11) 法第31条第1項の規定に基づく遊休土地の利用等に関する計画の変更等の勧告に関する事務</p>	<p>愛南町</p>			

<p>(12) <u>法第32条第1項の規定に基づく買取りの協議を行う者の決定及び通知に関する事務</u></p> <p>(13) <u>法第35条の規定に基づく土地利用に関する計画の決定等に関する事務</u></p> <p>(14) <u>法第41条第1項の規定に基づく立入検査等（法第23条第1項及び第29条第1項の規定による届出に係るものに限る。）に関する事務</u></p>			
<p>56の6 省略</p>		<p>56の5 省略</p>	
<p>56の7 <u>浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>(1)～(18) 省略</p>	<p>今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、上島町、内子町、伊方町、鬼北町及び愛南町</p>	<p>56の6 <u>浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>(1)～(18) 省略</p>	<p>_____ 宇和島市、八幡浜市 _____、上島町 _____ 及び愛南町</p>
<p>57・58 省略</p>		<p>57・58 省略</p>	
<p>59 <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第2号、第8号から第14号まで、第16号、第18号、第30号から第37号まで、第42号から第55号まで及び第57号から第61号までの事務については、国内に居住地及び現在地を有しない被爆者に係るものを除く。）</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>法第2条第3項の被爆者健康手帳の交付に関する事務</u></p> <p>(3)～(70) 省略</p>	<p>保健所を設置する市</p>	<p>59 <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（_____第8号から第14号まで、第16号、第18号、第30号から第37号まで、第42号から第55号まで及び第57号から第61号までの事務については、国内に居住地及び現在地を有しない被爆者に係るものを除く。）</u></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>法第2条第2項の被爆者健康手帳の交付に関する事務</u></p> <p>(3)～(70) 省略</p>	<p>保健所を設置する市</p>
<p>59の2 省略</p>		<p>59の2 省略</p>	
<p>59の3 <u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>法第99条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の変更又は再開の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(5)の2 <u>法第99条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の廃止又は休止の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(6)～(9) 省略</p> <p>(10)及び(11) 削除</p>	<p>保健所を設置する市</p>	<p>59の3 <u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>法第99条_____の規定に基づく介護老人保健施設の変更_____の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(6)～(9) 省略</p> <p>(10) <u>法第105条において準用する医療法第8条の2第2項の規定に基づく介護老人保健施設の休止又は再開の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u></p>	<p>保健所を設置する市</p>

(12) 省略		(11) 法第105条において準用する医療法第9条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の廃止の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務 (12) 省略	
59の4～62 省略		59の4～62 省略	

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表8の項の改正規定（同項事務の欄第1号の2から第1号の5までの改正規定に限る。）及び同表59の項の改正規定は公布の日から、同表59の3の項の改正規定は同年5月1日から施行する。

○愛媛県条例第14号

愛媛県消費者行政活性化基金条例を次のように公布する。

平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県消費者行政活性化基金条例

（設置）

第1条 消費生活相談の複雑化及び高度化が進む中、消費生活相談窓口の機能強化その他消費者行政の活性化を図るために要する経費の財源に充てるため、消費者行政活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（経理）

第3条 地方消費者行政活性化交付金により造成した部分に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

（管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

（処分）

第6条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第7条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

○愛媛県条例第15号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(市町が処理する事務)	(市町が処理する事務)

第21条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（2以上の市町の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）は、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、上島町、久万高原町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町が処理することとする。

(1)～(27) 省略

第21条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（2以上の市町の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）は、今治市、宇和島市_____、新居浜市、西条市_____、伊予市、四国中央市_____、上島町、久万高原町、砥部町、内子町_____、松野町、鬼北町及び愛南町が処理することとする。

(1)～(27) 省略

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に知事に対してなされた申請、届出その他の行為で、同日以後において当該市町の長又はその委任を受けた者（以下「市長等」という。）が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、当該市長等のした処分その他の行為又は当該市長等に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。

○**愛媛県条例第16号**

愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例の一部を改正する条例

愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例（平成18年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
愛媛県医師確保奨学基金条例	愛媛県へき地医療医師確保奨学基金条例
（設置）	（設置）
<p>第1条 将来医師として県内で医療_____に従事しようとする者に対し奨学金を貸与することにより、県内の_____医療機関等における医師の確保を図るため、<u>医師確保奨学基金_____</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p><u>（奨学金の貸与）</u></p> <p>第3条 基金は、次に掲げる者に対し、奨学金を貸与するものとする。</p> <p><u>(1) 将来県内のへき地の医療機関等（知事が指定するものに限る。）において医師としての業務に従事しようとする学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を除く。）の医学を履修する課程に在学する者（以下「医学生」という。）及び医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修（以下「初期臨床研修」という。）を受けている者であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>(2) 将来県内の医療機関等（知事が指定するものに限る。）において医師としての業務に従事しようとする医学生、初期臨床研修を受けている者及び初期臨床研修の修了後に行う専門的な臨床研修等を受けている者であって規則で定めるもの</u></p> <p>（返還の債務の当然免除）</p> <p>第5条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の返還の債務の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) <u>第3条各号に掲げる者が当該各号に規定する医療機関等の医師としての業務（以下「業務」という。）に従事した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り</u></p>	<p>第1条 将来医師として県内で<u>へき地医療</u>に従事しようとする者に対し奨学金を貸与することにより、県内の<u>へき地の医療機関等</u>における医師の確保を図るため、<u>へき地医療医師確保奨学基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p><u>（奨学金の貸与）</u></p> <p>第3条 基金は、将来県内の<u>へき地の医療機関等</u>（知事が指定するものに限る。以下「指定医療機関等」という。）において医師としての業務に従事しようとする学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を除く。）の医学を履修する課程に在学する者及び医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けている者であって規則で定めるものに対し、<u>へき地医療医師確保奨学基金</u>（以下「奨学金」という。）を貸与するものとする。</p> <p>（返還の債務の当然免除）</p> <p>第5条 知事は、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の返還の債務の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) <u>指定医療機関等_____の医師としての業務（以下「業務」という。）に従事した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り</u></p>

捨てるものとする。)が、奨学金の貸与を受けた期間の年数
(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを1年と
する。)に達したとき。

(2) 省略

捨てるものとする。)が奨学金の貸与を受けた期間の年数
(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを1年と
する。)に達したとき。

(2) 省略

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第17号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
名 称	目 的	位 置	名 称	目 的	位 置
省略			省略		
			愛媛県レントゲン自動車	県民の結核健康診断業務を円滑に実施する。	—
省略			省略		

附 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 愛媛県レントゲン自動車使用料条例(昭和26年愛媛県条例第23号)は、廃止する。

○愛媛県条例第18号

愛媛県妊婦健康診査臨時特例基金条例を次のように公布する。

平成21年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県妊婦健康診査臨時特例基金条例

(設置)

第1条 母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条の規定に基づき市町が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図るために要する経費の財源に充てるため、妊婦健康診査臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成23年 3月31日限り、その効力を失う。

○愛媛県条例第19号

愛媛県安心子ども基金条例を次のように公布する。
平成21年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県安心子ども基金条例

(設置)

第1条 保育所の整備その他子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るために要する経費の財源に充てるため、安心子ども基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成23年 3月31日限り、その効力を失う。

○愛媛県条例第20号

愛媛県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。
平成21年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

愛媛県障害者自立支援対策臨時特例基金条例(平成19年愛媛県条例第20号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく制度の円滑な運用並びに福祉及び介護に係る人材の確保を図るために臨時又は緊急に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、障害者自立支援対策臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成24年 3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日(同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく制度の円滑な運用_____を図るために臨時又は緊急に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、障害者自立支援対策臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成21年 3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第21号

愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例（平成19年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（使用料及び手数料の額）	（使用料及び手数料の額）
第 2 条 省略	第 2 条 省略
2 省略	2 省略
3 前条第 2 項に規定する手数料（以下「手数料」という。）の額は、1 件につき <u>5,040円</u> の範囲内で規則で定める額とする。	3 前条第 2 項に規定する手数料（以下「手数料」という。）の額は、1 件につき <u>4,720円</u> の範囲内で規則で定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例第 2 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後の文書等の交付の申請に係る手数料について適用し、同日前の文書等の交付の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第22号

愛媛県企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県企業立地資金貸付基金条例の一部を改正する条例

愛媛県企業立地資金貸付基金条例（昭和59年愛媛県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（貸付条件）	（貸付条件）
第 4 条 基金の貸付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。	第 4 条 基金の貸付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 省略	(1) 省略
(2) 貸付期間 <u>15年以内</u> （2 年以内の据置期間を含む。）	(2) 貸付期間 <u>10年以内</u> （2 年以内の据置期間を含む。）
2 省略	2 省略

附 則

- 1 この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県企業立地資金貸付基金条例第 4 条第 1 項第 2 号の規定は、この条例の施行の日以後に貸し付ける基金の貸付条件について適用し、同日前に貸し付けた基金の貸付条件については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第23号

愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立都市公園条例の一部を改正する条例

愛媛県立都市公園条例（昭和34年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																																																																
<p>別表 1（第 7 条、第 15 条の 5、第 15 条の 7、第 15 条の 8、第 15 条の 11 関係） 有料公園施設の利用料金</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>種 類</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 4 号南予レ クリエーショ ン都市公園</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 5 号南予レ クリエーショ ン都市公園</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 省略</p> <p>別表 3（第 15 条の 4 関係） 管理公園の開園時間及び休園日</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>種 類</th> <th>開園時間</th> <th>休園日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 4 号南予レ クリエーショ ン都市公園</td> <td>ゴーカート場</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 5 号南予レ クリエーショ ン都市公園</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	種 類	単 位	金 額	省略				第 4 号南予レ クリエーショ ン都市公園	省略			第 5 号南予レ クリエーショ ン都市公園	省略			省略				都市公園名	種 類	開園時間	休園日	省略				第 4 号南予レ クリエーショ ン都市公園	ゴーカート場	省略			省略			第 5 号南予レ クリエーショ ン都市公園					省略			省略				<p>別表 1（第 7 条、第 15 条の 5、第 15 条の 7、第 15 条の 8、第 15 条の 11 関係） 有料公園施設の利用料金</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>種 類</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 4 号南予レ クリエーショ ン都市公園</td> <td>多目的広場</td> <td>1日につき</td> <td>7,330円</td> </tr> <tr> <td>第 5 号南予レ クリエーショ ン都市公園</td> <td>テニスコート</td> <td>1面 1日につき</td> <td>2,250円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>多目的広場</td> <td>1日につき</td> <td>3,640円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 省略</p> <p>別表 3（第 15 条の 4 関係） 管理公園の開園時間及び休園日</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>種 類</th> <th>開園時間</th> <th>休園日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 4 号南予レ クリエーショ ン都市公園</td> <td>ゴーカート場</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>多目的広場</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第 5 号南予レ クリエーショ ン都市公園</td> <td>テニスコート</td> <td>午前 9 時 から 午後 10時まで</td> <td>12月29日から翌 年 1月3日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>多目的広場</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	種 類	単 位	金 額	省略				第 4 号南予レ クリエーショ ン都市公園	多目的広場	1日につき	7,330円	第 5 号南予レ クリエーショ ン都市公園	テニスコート	1面 1日につき	2,250円		多目的広場	1日につき	3,640円		省略			省略				都市公園名	種 類	開園時間	休園日	省略				第 4 号南予レ クリエーショ ン都市公園	ゴーカート場	省略			多目的広場				省略			第 5 号南予レ クリエーショ ン都市公園	テニスコート	午前 9 時 から 午後 10時まで	12月29日から翌 年 1月3日まで		多目的広場				省略			省略			
都市公園名	種 類	単 位	金 額																																																																																																														
省略																																																																																																																	
第 4 号南予レ クリエーショ ン都市公園	省略																																																																																																																
第 5 号南予レ クリエーショ ン都市公園	省略																																																																																																																
省略																																																																																																																	
都市公園名	種 類	開園時間	休園日																																																																																																														
省略																																																																																																																	
第 4 号南予レ クリエーショ ン都市公園	ゴーカート場	省略																																																																																																															
	省略																																																																																																																
第 5 号南予レ クリエーショ ン都市公園																																																																																																																	
	省略																																																																																																																
省略																																																																																																																	
都市公園名	種 類	単 位	金 額																																																																																																														
省略																																																																																																																	
第 4 号南予レ クリエーショ ン都市公園	多目的広場	1日につき	7,330円																																																																																																														
第 5 号南予レ クリエーショ ン都市公園	テニスコート	1面 1日につき	2,250円																																																																																																														
	多目的広場	1日につき	3,640円																																																																																																														
	省略																																																																																																																
省略																																																																																																																	
都市公園名	種 類	開園時間	休園日																																																																																																														
省略																																																																																																																	
第 4 号南予レ クリエーショ ン都市公園	ゴーカート場	省略																																																																																																															
	多目的広場																																																																																																																
	省略																																																																																																																
第 5 号南予レ クリエーショ ン都市公園	テニスコート	午前 9 時 から 午後 10時まで	12月29日から翌 年 1月3日まで																																																																																																														
	多目的広場																																																																																																																
	省略																																																																																																																
省略																																																																																																																	

附 則

この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第24号

愛媛県営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県営住宅管理条例の一部を改正する条例

愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（指定管理者による管理）</p> <p>第25条の 2 県営住宅及び共同施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定に基づき知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 指定管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>（1）入居者の募集に関すること。</p> <p>（2）県営住宅の入居及び明渡しの手続に関すること。</p>	<p>（管理の委託）</p> <p>第25条の 2 知事は、県営住宅及び共同施設の管理に関する事務のうち、次に掲げるものを公共団体又は公共的団体に委託することができる。</p> <p>（1）県営住宅及び共同施設の維持及び修繕に関する事務</p> <p>（2）県営住宅及び共同施設の管理に必要な調査及び資料の作成に関する事務</p> <p>（3）前 2 号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事務</p>

- (3) 家賃及び駐車場使用料の収納に関すること。
- (4) 県営住宅及び共同施設の維持管理に関すること。
- (5) その他知事が定める業務
(指定管理者の指定)

第25条の3 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、申請書に管理計画書その他知事が定める書類を添えて、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請の手續について、あらかじめ、公表しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による申請があつたときは、県営住宅及び共同施設の管理を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他の団体であつて、当該県営住宅及び共同施設の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。
(指定の公示等)

第25条の4 知事は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該指定管理者の名称、住所その他の知事が定める事項を公示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称、住所その他の知事が定める事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
(指定管理者が行う管理の基準)

第25条の5 指定管理者は、次に掲げる基準により、県営住宅及び共同施設の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) 法その他関係法令(条例を含む。)の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。
- (2) 入居者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 県営住宅及び共同施設の維持管理を適切に行うこと。
(指定管理者の原状回復義務等)

第25条の6 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、その管理をしなくなった県営住宅及び共同施設を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

2 知事は、指定管理者が故意又は過失により県営住宅又は共同施設を損傷し、又は滅失した場合は、原状回復又は損害賠償を命ずることができる。

第25条の7 省略

第25条の8 省略

第25条の3 省略

第25条の4 省略

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第25条の2の次に4条を加える改正規定(第25条の3及び第25条の4に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第25号

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県学校職員定数条例(昭和32年愛媛県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 県立学校の職員 <u>4,031人</u> (2) 市町立学校の職員 <u>8,941人</u> 計 <u>12,972人</u>	(定数) 第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 県立学校の職員 4,123人 (2) 市町立学校の職員 9,067人 計 13,190人

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第26号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(義務教育等教員特別手当) 第17条の6 省略 2 義務教育等教員特別手当の月額は、 <u>15,900円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用教育職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。 3・4 省略	(義務教育等教員特別手当) 第17条の6 省略 2 義務教育等教員特別手当の月額は、 <u>20,200円</u> を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用教育職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事委員会規則で定める。 3・4 省略

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第27号

愛媛県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立学校設置条例の一部を改正する条例

愛媛県立学校設置条例（昭和39年愛媛県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																										
別表3（第4条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>みなら特別支援学校</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>今治特別支援学校</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>宇和特別支援学校</u></td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	学 校 名	位 置	省略		省略		<u>みなら特別支援学校</u>	省略	<u>今治特別支援学校</u>	省略	<u>宇和特別支援学校</u>	省略	別表3（第4条関係） <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 校 名</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>宇和聾学校</u></td> <td>西予市</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>第三養護学校</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>今治養護学校</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td><u>宇和養護学校</u></td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	学 校 名	位 置	省略		<u>宇和聾学校</u>	西予市	省略		<u>第三養護学校</u>	省略	<u>今治養護学校</u>	省略	<u>宇和養護学校</u>	省略
学 校 名	位 置																										
省略																											
省略																											
<u>みなら特別支援学校</u>	省略																										
<u>今治特別支援学校</u>	省略																										
<u>宇和特別支援学校</u>	省略																										
学 校 名	位 置																										
省略																											
<u>宇和聾学校</u>	西予市																										
省略																											
<u>第三養護学校</u>	省略																										
<u>今治養護学校</u>	省略																										
<u>宇和養護学校</u>	省略																										

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第28号

愛媛県美術館使用料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県美術館使用料条例の一部を改正する条例

愛媛県美術館使用料条例（平成10年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																					
<p>（使用料の不還付）</p> <p>第 5 条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 別表施設使用料の項に掲げる施設を使用する者又は美術館が収集し、保管し、若しくは展示する美術品及び美術に関する資料の閲覧、撮影、複写、模写、模造等若しくはこれらにより得たものの展示若しくは刊行物への掲載（以下「特別利用」という。）をする者が教育委員会が定める日までに使用又は特別利用の取消しを申し出て、教育委員会がやむを得ないと認めるとき。</p> <p>別表（第 2 条、第 5 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設使用料 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別利用料</td> <td style="text-align: center;">1 点 1 回につき</td> <td style="text-align: center;">5 ,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	単 位	金 額	省略			施設使用料 省略			特別利用料	1 点 1 回につき	5 ,000円	<p>（使用料の不還付）</p> <p>第 5 条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 別表施設使用料の項に掲げる施設を使用する者 _____</p> <p>_____</p> <p>_____ が教育委員会が定める日までに使用 _____</p> <p>_____の取消しを申し出て、教育委員会がやむを得ないと認めるとき。</p> <p>別表（第 2 条、第 5 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設使用料 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	単 位	金 額	省略			施設使用料 省略		
種 別	単 位	金 額																				
省略																						
施設使用料 省略																						
特別利用料	1 点 1 回につき	5 ,000円																				
種 別	単 位	金 額																				
省略																						
施設使用料 省略																						

附 則

- この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。
- 改正後の愛媛県美術館使用料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る特別利用について適用する。

○愛媛県条例第29号

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例（昭和29年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>別表</p> <p style="text-align: center;">愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県松山南警察署</td> <td style="text-align: center;">松山市北土 居三丁目</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	管 轄 区 域	省略			愛媛県松山南警察署	松山市北土 居三丁目	省略	省略			<p>別表</p> <p style="text-align: center;">愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">管 轄 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県松山南警察署</td> <td style="text-align: center;">松山市北土 居町</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	管 轄 区 域	省略			愛媛県松山南警察署	松山市北土 居町	省略	省略		
名 称	位 置	管 轄 区 域																							
省略																									
愛媛県松山南警察署	松山市北土 居三丁目	省略																							
省略																									
名 称	位 置	管 轄 区 域																							
省略																									
愛媛県松山南警察署	松山市北土 居町	省略																							
省略																									

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第30号

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県警察職員定数条例（昭和33年愛媛県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前		
（職員の定数）		（職員の定数）		
第2条 警察職員の定数は、次のとおりとする。		第2条 警察職員の定数は、次のとおりとする。		
(1) 警察官	警 視	99人	警 視	99人
	警 部	203人	警 部	202人
	警部補及び巡査部長	1,380人	警部補及び巡査部長	1,374人
	巡 査	722人	巡 査	719人
	計	2,404人	計	2,394人
(2) 省略		(2) 省略		
	計	2,819人	計	2,809人
2 省略		2 省略		

附 則

この条例は、平成21年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第31号

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県警察関係事務手数料条例（平成12年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）			別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～32 省略			1～32 省略		
32の2 道路交通 法第97条の2第 1項第3号イ又 は第101条の4 第2項の認知機 能検査に従事し ようとする者に 対する講習	認知機 能検査 員講習 手数料	講習30分につき350円			
32の3 道路交通 法第97条の2第 1項第3号イ又 は第101条の4 第2項の規定に 基づく認知機能 検査	認知機 能検査 手数料	650円			
33～39 省略			33～39 省略		

附 則

- 1 この条例は、平成21年 6月 1日から施行する。ただし、別表32の項の次に次のように加える改正規定（同表32の 2の項に係る部分に限る。）及び同表59の項の改正規定並びに次項の規定は、同年 4月 1日から施行する。
- 2 平成21年 4月 1日から同年 5月31日までの間における改正後の愛媛県警察関係事務手数料条例別表32の 2の項の規定の適用については、同項事務の欄中「道路交通法」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律（平成19年法律第90号）による改正後の道路交通法」とする。

○愛媛県条例第32号

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成21年 3月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成19年愛媛県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
2 この条例は、 <u>平成22年 3月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>平成21年 3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。